



Report 2020

JA山梨信連からのお知らせ

2020年ディスクロージャー



CONTENTS

ごあいさつ..... 2

経営

- 1. 経営理念・経営方針 3
- 2. リスク管理の状況 4
- 3. JA グループ・JA バンクシステム..... 11
- 4. 事業の概要 13
- 5. 地域貢献情報 19
- 6. JA バンク自己改革の取り組み 22
- 7. トピックス 25

業務内容

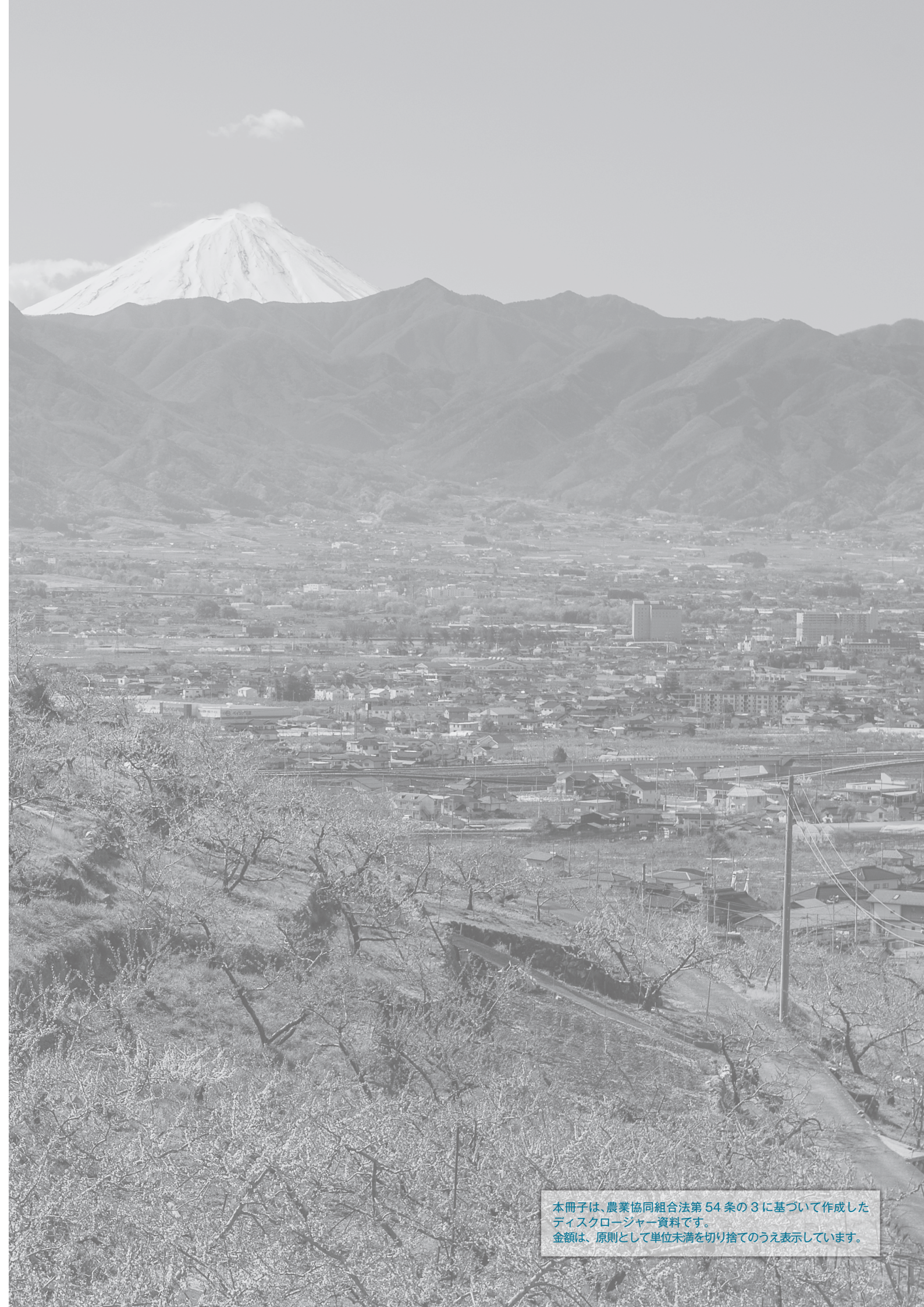
- 8. 主な事業の内容 26

当会の組織

- 9. 組織等について 32
- 10. 沿革・歩み 34

資料編

- 11. 経営資料編 35
- 索引 78



本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成した
ディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ



経営管理委員会会長

澤井 實



代表理事理事長

山縣大海

みなさまには、日頃より山梨県信用農業協同組合連合会（愛称 JA バンク山梨信連）をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、県下 JA とともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに、ご利用いただいておりますみなさまのご愛顧ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

令和元年度の日本経済は、年度前半は平成から令和へと新たな時代へと移る中、人手不足が強い非製造業を中心に省人化・自動化を目的とした設備投資が堅調となり、緩やかな回復基調となりました。一方、年度後半は消費税増税による反動減に加えて、年明け以降に感染を拡大させた新型コロナウイルスの影響により、大幅に下押し圧力がかかる状況となりました。

日本銀行は 10 月に物価のモメンタムが損なわれる恐れに注意が必要な情勢として、フォワードガイダンスを変更したほか、3 月には新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、ETF の買入れ増額等の金融緩和の強化を行いました。

農業においては、人口減少や高齢化に伴い、国内の市場規模の減少が懸念される中、海外ニーズ・規制に対応した産地づくりや輸出とインバウンドとの一体的な推進等、輸出拡大に向けた取り組みも活発となっております。一方、今年度も相次ぐ豪雨、台風により被災された地域においては甚大な被害が発生しました。

このような状況の中、当会は中期経営計画（令和元～令和 3 年度、「JA バンク山梨、改革の実践」）の初年度として、県域全体で JA バンク自己改革の完遂を念頭に置き、安定した信用収益構造の確立を目指して重点課題に積極的に取り組みました。

本年度も当会の経営方針や業績、ならびに 1 年間の活動状況をみなさまにご紹介するためディスクロージャー誌「JA 山梨信連からのお知らせ」を作成いたしました。

これによりみなさまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域社会の発展に貢献できますよう、役職員一丸となって JA バンクの健全性確保、収益力の向上、業務の効率化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 7 月

経営管理委員会会長 澤井 實
代表理事理事長 山縣大海

経営理念

当会は、JA バンク会員である県内の JA と一体となり、「JA バンク山梨」として、相互扶助の精神のもと発展していくことを共通の理念とする農業系金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、JA グループの一員として、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業強化の支援を行い、山梨県の農業と地域経済の発展に貢献し、JA 組合員をはじめ県内の皆様の期待と信頼に応えることを使命としております。

経営方針

当会は、県内 JA が組合員および地域の皆様からお預かりした貯金など、安定的な資金調達基盤を背景に資金の効率的運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、会員 JA への安定的な収益還元と機能提供に努めております。当会の資金は、農業に関連する融資をはじめ、地元企業や地方公共団体等にもご活用いただき、JA 組合員および地域の人々に対する豊かな暮らしの実現と農業の発展に貢献する事業の展開を目指しております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった分野も含めて、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでまいります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

●リスク管理基本方針

金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化、複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持するために、リスク管理を経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取り組んでいます。

リスク管理委員会は、関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針の策定を行い、ALM委員会ではより具体的なマネジメント、ALM管理、収支管理などを行っています。

また、リスクマネジメントの有効性を検証するため、被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部監査を実施しています。

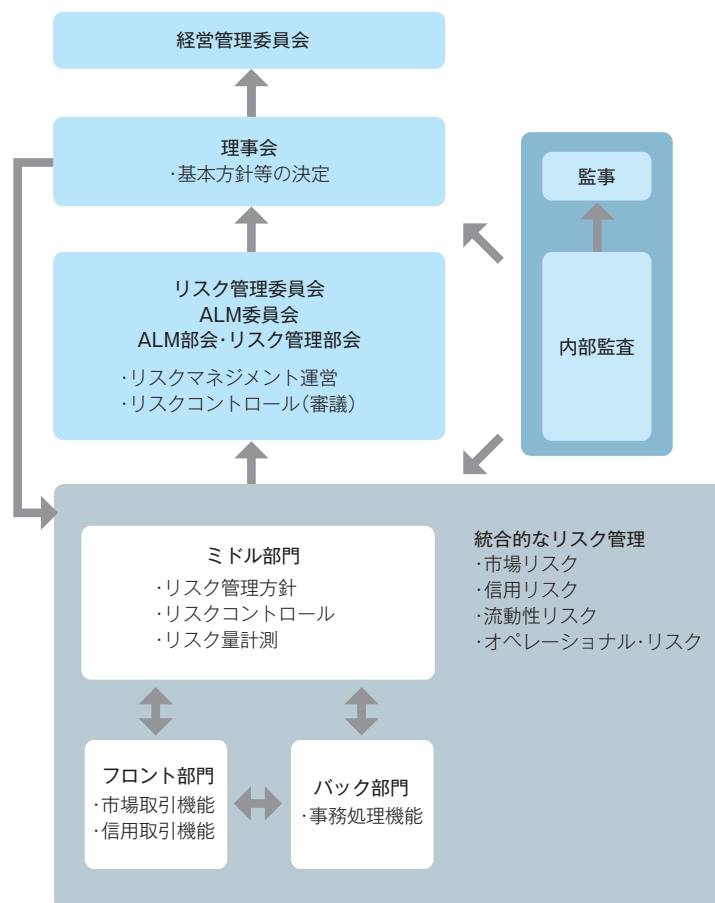
市場リスクに関するリスクマネジメントは、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努めています。具体的には、VaR（バリューアットリスク）計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力を勘案して設定された許容量に収まるように管理を行っています。また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、フロント部門から独立したミドル部門においてモニタリングし管理を実施しています。

信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理および自己査定における第2次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

流動性リスクの管理は、ALM委員会での系統資金動向等の把握・管理および資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーショナル・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本的方針としています。

●リスク管理体制図



法令遵守体制

●コンプライアンス基本方針

当会は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客さまからの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成に向けて努力しております。

◇コンプライアンスにかかる基本方針

1. 山梨県信連の社会的責任と公共的使命の認識
2. 会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供
3. 法令やルール of 厳格な遵守
4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
6. 職員の人権の尊重等
7. 環境問題への取組
8. 持続可能な社会貢献活動への取組

●コンプライアンス運営態勢

内部組織として、統括部署を設けるとともに常務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動やコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会に揭示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 匿名加工情報の取扱い
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものを行います。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 開示・訂正等、利用停止等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
9. 継続的な改善
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

以上

①開示等の求めのお申し出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

・貯金業務に関する窓口	食農法人営業部	055-223-3516
・融資業務に関する窓口	〃	055-223-3521
・農業金融業務に関する窓口	〃	055-223-3526
・その他窓口	リスク管理部	055-223-3513

②保有個人データの取扱いや個人データの安全管理等に関する苦情等のお申し出先窓口

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

リスク管理部 055-223-3513

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
 - 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
 - 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
 - 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA 山梨信連 総務企画部(055-223-3514)までご連絡ください。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための体制整備に努めます。

金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
（1）関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（2）融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資担当部署に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

財務報告の信頼性確保と内部統制強化

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制に関する基本方針を制定しています。

なお、財務報告に係る内部統制の有効性については、毎年整備・運用状況の評価を行い、「財務報告の信頼性」確保に努めております。

金融 ADR 制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに JA バンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○当会の苦情等受付窓口

電 話

- ・貯金業務に関する窓口 食農法人営業部 055-223-3516
- ・融資業務に関する窓口 食農法人営業部 055-223-3521
- ・金融円滑化に関する窓口 食農法人営業部 055-223-3521
- ・農業金融業務に関する窓口 食農法人営業部 055-223-3526
- ・その他窓口 リスク管理部 055-223-3513

受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

○一般社団法人 JA バンク相談所

電 話 03-6837-1359

受付時間 9:00～17:00 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

なお、下記弁護士会の利用に際しては、当会の苦情等受付窓口または一般社団法人 JA バンク相談所にお申し出下さい。

○山梨県弁護士会民事紛争処理センター

電 話 055-235-7202

受付時間 9:30～17:00 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

○東京弁護士会紛争解決センター

電 話 03-3581-0031

受付時間 9:30～12:00 13:00～15:00 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

○第一東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3595-8588

受付時間 10:00～12:00 13:00～16:00 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

○第二東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3581-2249

受付時間 9:30～12:00 13:00～17:00 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)



JA グループ・JA バンクシステム

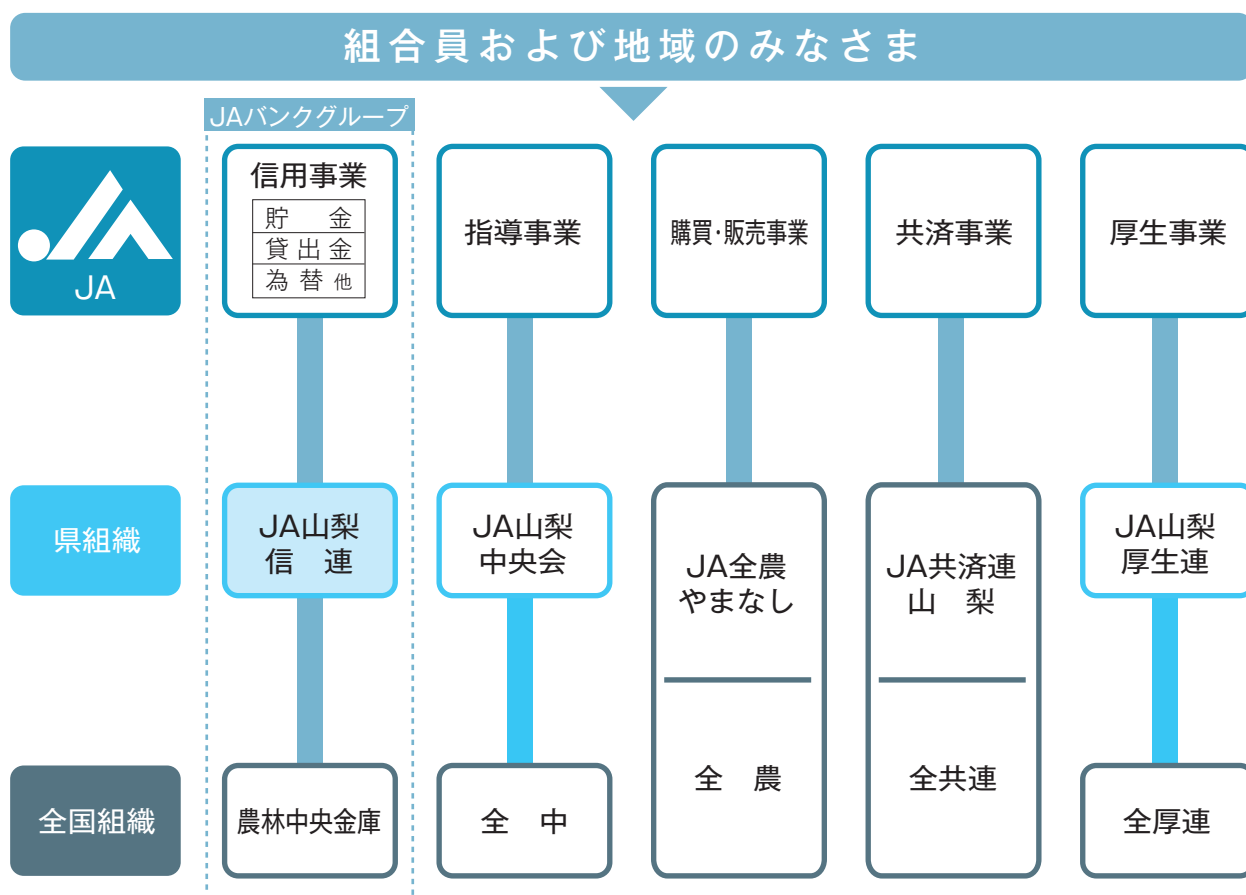
DISCLOSURE 2020

経営

JA グループの仕組み

JA グループは地域段階の JA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で、組合員並びに地域の利用者のみなさまに、便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか、指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

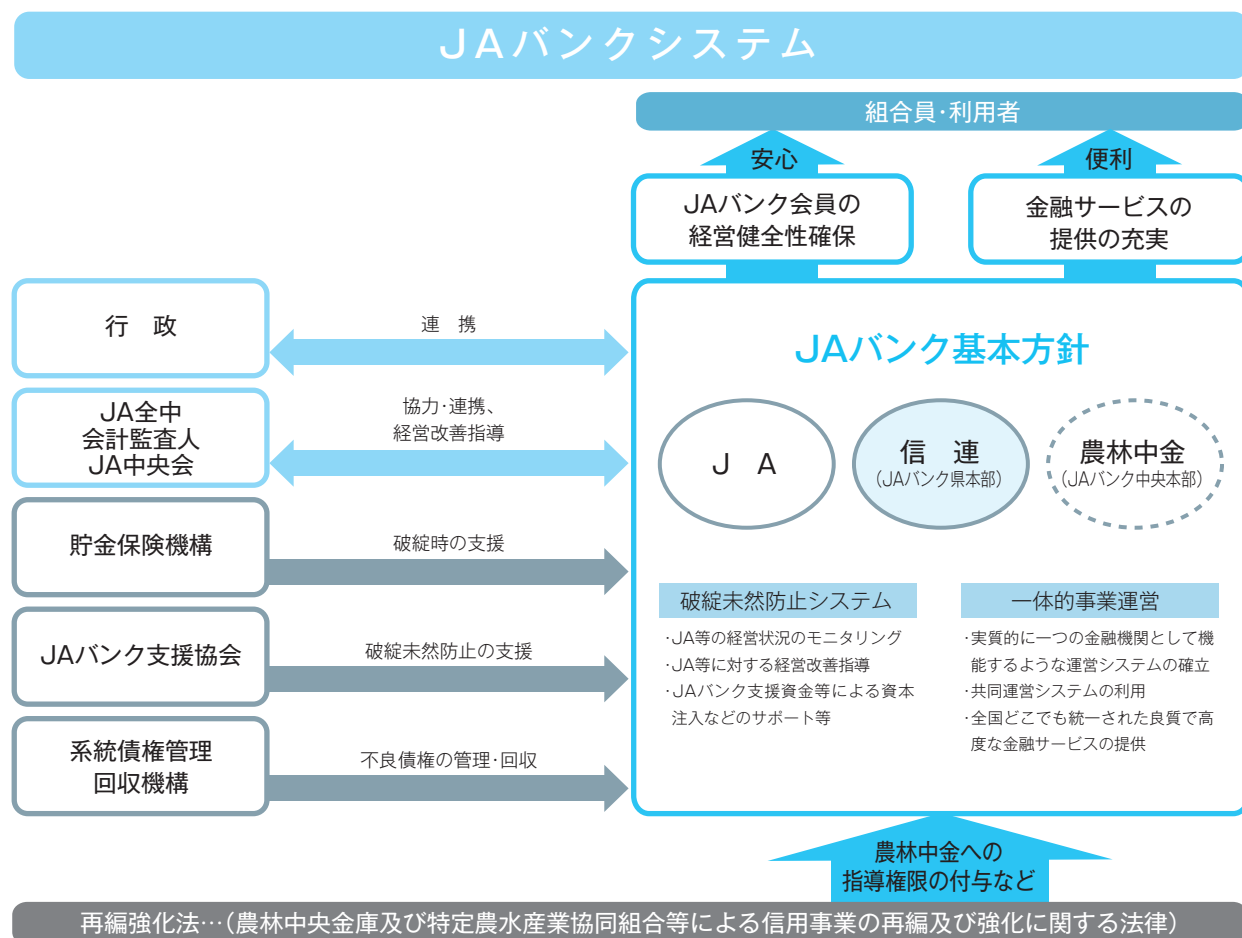
そのうち信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国の JA・信連・農林中金（JA バンク会員）で「JA バンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。



● JAバンクシステムの仕組み

JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者みなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JAバンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業運営（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。

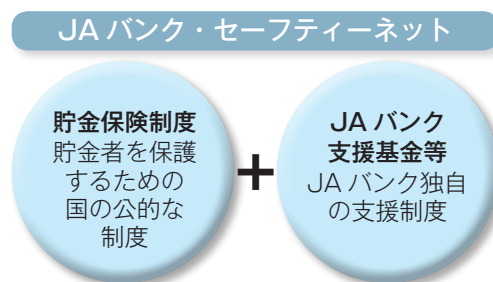


● 破綻未然防止システムによる JA バンク全体としての信頼性確保

JAバンクは、国の公的な制度である「貯金保険機構」に加え、JAバンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」で支えられており、組合員・地域みなさまに安心してご利用いただけるよう、JAバンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取り組みを行っています。

● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。



事業の概要

DISCLOSURE 2020

経営

経営環境

日本経済は、年度前半は平成から令和へと新たな時代へと移る中、人手不足が強い非製造業を中心に省人化・自動化を目的とした設備投資が堅調となり、緩やかな回復基調となりました。一方、年度後半は消費税増税による反動減に加えて、年明け以降に感染を拡大させた新型コロナウイルスの影響により、大幅に下押し圧力がかかる状況となりました。日本銀行は10月に物価のモメンタムが損なわれる恐れに注意が必要な情勢として、フォワードガイダンスを変更したほか、3月には新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、ETFの買入れ増額等の金融緩和の強化を行いました。

金融情勢においては、無担保コール翌日物金利はマイナス圏で推移しました。長期金利の目安である新発10年国債利回りは、米中による貿易摩擦の激化が世界経済の不確実性を高めFRBが予防的な利下げに踏み切ったこともあり、9月には△0.295%まで低下しましたが、日本銀行によるマイナス金利の深堀り観測が後退したことに伴い12月には0%まで上昇しました。年明け以降は海外中央銀行の金融緩和を受けて、金利は低下しましたが、3月以降は決算期末を控えた投資家による資産の現金化の動きが強まり、再びプラス圏での推移となりました。

日経平均株価は、米国による対中関税の引き上げが下押し圧力となり、8月には20,000円台まで下落する場面がありましたが、9月以降は米中通商協議の進展期待や英総選挙での保守党の勝利もあり、上昇基調を強め24,000円を回復しました。しかし、3月には新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の先行き懸念が強まり、一時16,000円台まで下落しました。

ドル円相場は、夏場にかけて米中貿易摩擦が激化していく中、8月には一時105円まで円高が進行しましたが、米中通商協議が進展していくことに伴い緩やかに円安基調となりました。2月には新型コロナウイルスの国内での感染拡大への懸念から112円まで円安が進む場面がありました。それ以降は米国での感染も懸念され始めたことで再び円高が進行し、一時101円台となりました。

農業情勢では、人口減少や高齢化に伴い、国内の市場規模の減少が懸念される中、海外ニーズ・規制に対応した産地づくりや輸出とインバウンドとの一体的な推進等、輸出拡大に向けた取り組みも活発となっております。一方、今年度も相次ぐ豪雨、台風により被災された地域においては甚大な被害が発生しました。

政策面では、1月に日米貿易協定が発効され、TPP11や日欧EPA等、貿易の自由化が進む中、国内農業への影響が懸念されます。3月には今後10年間の農政の方向性を示す食料・農業・農村基本法に基づく新たな基本計画が公表されました。JAグループにおいては、28回JA全国大会で提起された「創造的自己改革の実践～組合員とともに農業・地域の未来を拓く～」での重点課題である「農業所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」「持続可能な経営基盤の確立・強化」に取り組んでおります。

県内における信用事業情勢は、今年度はJAバンク山梨中期戦略（令和元～令和3年度）の初年度にあたり、JAの存在価値の確立を目指すべく、①農業・地域の成長支援、②貸出の強化、③ライフプランサポートの実践、④組合員・利用者接点の再構築、⑤内部管理態勢構築・健全性確保を掲げ、具体的実践事項について着実に取り組みました。

信用事業の収支面では、競争激化による住宅資金残高の減少や長期金利の低水準での推移による利鞘の縮小等、運用環境は厳しい状況が続いています。

このような状況の中、当会は中期経営計画（令和元～令和3年度、「JAバンク山梨、改革の実践」）の初年度として、県域全体でJAバンク自己改革の完遂を念頭に置き、安定した信用収益構造の確立を目指して重点課題に積極的に取り組みました。

業績

●金融推進業務

今年度は、JAバンク山梨中期戦略（令和元～令和3年度）の初年度として、JAバンク山梨中期戦略に掲げる5本柱（Ⅰ農業・地域の成長支援、Ⅱ貸出の強化、Ⅲライフプランサポートの実践、Ⅳ組合員・利用者接点の再構築、Ⅴ内部管理態勢構築・健全性確保）の実現に向け、重点実践事項の推進項目に取り組みました。

JAバンク自己改革については、農業と地域利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献の実践に向け、「農業応援金融商品」の企画販売や「金融移動店舗」の運用支援等に取り組みました。

農業融資の維持・拡大については、“利子補給”と“保証料助成”の2つの付加価値を通じて商品性を高めたなかで、県域全体で積極的なPR・営業活動を展開したことにより、3月末残高は8,501百万円（前年度末比21.5%増）と大きく伸長しました。

JA貯金は統一キャンペーンの取り組みや、「農産物販売代金」、「年金振込」の堅調推移により大きく伸張し、県下JA貯金は8月末には7,610億円となり月末最高残高を更新しました。3月末の総貯金残高は7,414億円（増加率3.3%）、個人貯金残高は6,085億円（増加率2.9%）となりました。

JA貸出金については、JA住宅ローンなどJAバンクローンは堅調に推移したものの、地公体貸出の新規実行低迷や償還進行により残高は大きく減少し、3月末の総貸出金残高は1,356億円（増加率△2.4%）となりました。JAバンクローンの実行実績は住宅ローン3,898百万円（前年実績3,389百万円）、マイカーローンはネットチャネルの活用や消費増税前のキャンペーンの実施等により2,267百万円（前年実績1,141百万円）と大幅に伸長、教育ローンは79百万円（前年実績111百万円）となりました。

生活メインバンク機能の強化にかかるキャンペーン等の主な取り組みについては、「JAバンク山梨春のキャンペーン」を春期に実施し、新社会人等の新規口座開設や個人IBおよびJAカード獲得、給振推進に取り組みました。また、個人貯金の重要な流入源である年金口座の伸長を図りました。

人材育成への取り組みについては、従来からの教育・研修体系（集合研修・通信教育・検定試験）を維持しつつ、実践で通用する農業融資担当者や住宅ローン・小口ローン提案ができる融資担当者の育成強化を図るとともに、JAをリードする窓口担当者と渉外担当者の現場営業力の強化に向けて、相続相談にかかる研修メニューの拡充にも取り組みました。また、窓口担当者の営業力強化に向けて「窓口セールスロールプレイング大会」を開催しました。

JAの健全性確保の取り組みについては、中央会系統と連携し、「JAバンク基本方針」に基づきJA財務モニタリングおよびJA体制整備モニタリングを実施しました。

事務管理態勢の充実・強化に向けた取り組みについては、JA店舗巡回指導や事務手続研修会等の実施により、JAにおける自店検査の定着化・事務管理態勢強化に取り組みました。

また、監査人監査を受監するうえで必要な内部統制水準を維持・確保するため、リスクアプローチ監査等にかかる研修会を実施。JA信用事業内部統制の構築に取り組みました。

農業金融分野の取り組みについては、県域農業金融センターを中心にJA・農林中央金庫との連携のもと、農業所得増大等に向けた農業資金の対応力強化と機能発揮を最優先課題に掲げ、利子補給・保証料助成による借入経費の負担軽減に資する付加価値を提供したほか、「やまなし新規就農者応援ローン」、「アグリマイティー資金」など農業資金の充実、ファンド活用の提案を含む資金ニーズの掘り起こしに向けた恒常的な訪問活動を展開しました。このような取り組みにより、農業資金新規実行実績は3,093百万円（前年度比8.7%増）を確保しました。

また非金融分野においても、本県農業の持続可能な発展に向けた担い手の確保・育成をはじめ、農業経営の合理化・高度化等担い手の多様なニーズへの対応として、新規就農応援事業の展開、マッチング支援、法人化推進、経営相談機能の提供、若手農業者向け経営セミナーの開催に加え、農家子弟に対する農業用機械リース助成など、県域担い手サポートセンターや山梨県、関係機関・団体と連携した様々な支援事業も手掛け、多面的な取り組みを展開しました。

年金センターにおいては、JA年金相談会への職員（社会保険労務士）の派遣や委任状に基づく年金制度加入記録の調査、年金額の試算および年金請求手続きの代行等、JAの年金受取口座の新規獲得を事務面からフォローするとともに、JA職員を年金トレーニーとして受け入れる態勢構築とJA年金担当者の育成にも取り組みました。

●貯金・為替業務

貯金業務については、JAからの預入が順調に推移したことにより、期末残高は5,826億円（増加率3.5%）、平均残高は5,868億円（増加率2.6%）となりました。

為替決済業務については、決済機能の集中処理、取りまとめ機能の充実・強化に努めました。JAにおける為替決済業務事故防止を目的とした各店舗での研修会を実施し、担当者の育成強化を図りました。

また、全銀モアタイムシステム加入やペイジー、ネットバンク等のチャネルの取扱いを推進しお客様の利便性向上に取り組みました。

●融資業務

地域金融機関として地場産業の振興に寄与すべく県内優良法人との取引深耕、新規取引に向けて積極的な営業活動を展開いたしました。特に農業の維持発展や地域経済活性化に資する農業法人等に対して積極的に取り組んだことにより、期末残高687億円（増加率5.8%）、平均残高646億円（増加率2.8%）となりました。

受託貸付金については、日本政策金融公庫（農林水産事業資金）は法人先を始め新規実行案件が順調に推移したことにより増加、日本政策金融公庫（教育資金）は昨年並みの実績で推移し、日本政策金融公庫資金全体として、期末残高は 50 億円（増加率 29.3%）となりました。住宅金融支援機構資金については繰上償還傾向が減少し、期末残高は 21 億円（増減率△ 15.8%）となりました。受託貸付金全体としては、期末残高は 71 億円（増減率 15.5%）となりました。

● 余裕金運用業務

有価証券については、定例取得、レンジ取得等による債券を中心とした運用に取り組むとともに、市場動向を見極めながら株式や受益証券、金融派生商品等による補完的運用にも取り組みました。また、先行き金利上昇局面での市場関連リスクへの対応として、継続的にポートフォリオ最適化に向けて取り組み、期末残高は 1,318 億円（増加率 59.8%）、平均残高は 977 億円（増加率△ 7.1%、貯証率 16.7%）となりました。

預け金については、本会の資金繰りを最優先に資金を確保しつつ、農林中央金庫の預金施設を基本に系統定期を中心とした運用に取り組み、期末残高は 4,015 億円（増加率△ 7.8%）平均残高は 4,360 億円（増加率 6.1%、貯預率 74.3%）となりました。

● 電算業務

信用事業の全国統一システム（JASTEM システム）の県域機能として、信用事業県センターシステム・県内ネットワークシステム・窓口端末機・自動化機器（ATM）等の安定稼働を最優先事項と位置づけ、その運用・管理に取り組みました。

昨年からの継続的な取り組みとして、山梨県信用電算センターの運営業務を他地域の電算センターへ業務委託を行い、段階的にシステム移行を行う方針に基づき、今年度は、第 1 段階の本番移行を実施、予定どおり令和 2 年 3 月 23 日より本番稼働を開始しました。

あわせて、JA 担当者向けのオペレーション研修会を定期的に開催し、電算業務にかかる問い合わせ対応を行うとともに、JASTEM システムに関連する必要な情報を適宜 JA へ提供いたしました。

● 経営管理

経営基盤の確立に向けて、適切な経営管理態勢（ガバナンス）のもと、全ての業務にわたる法令等遵守（コンプライアンス）、利用者の保護と利便性向上および各種リスクについての確かなリスク管理に取り組みました。また、経営管理機能の強化のため、全社的な内部統制に関する評価を実施、統一事務手続に則り堅確的かつ標準的で適切な事務処理を行うとともに、主な業務については内部統制による整備状況・運用状況有効性評価を実施しました。

今年度は中期経営計画の初年度であったことから、進捗管理を強化することによる計画の着実な実践に取り組みました。収支環境は、日銀による金融緩和政策において、長期金利が一定の範囲内での推移となる中、本会の短期調達・長期運用構造において非常に厳しいものとなりました。

主要資金については、「リスクマネジメント基本方針」に則った適切なリスク管理のもと、年度運用方針等に基づき資金運用に取り組みました。国内外の金融政策・経済動向等、非常に不透明な市場環境の中、金融情勢等の的確な把握および分析に努めました。また、長期的視点に立った収益の確保と金融規制（IRRBB）へ対応するため、ALM による資金収支シミュレーションを活用し、将来に渡る規制遵守と収益確保の両立に取り組みました。

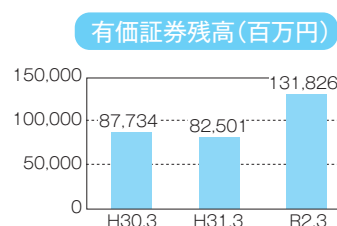
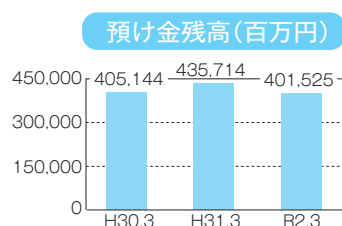
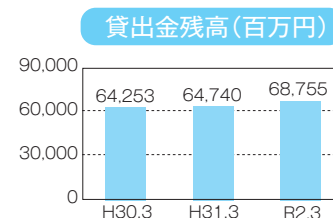
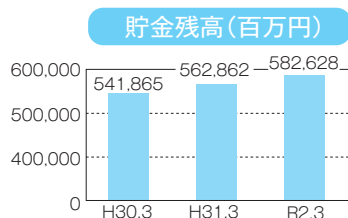
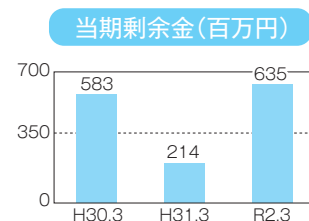
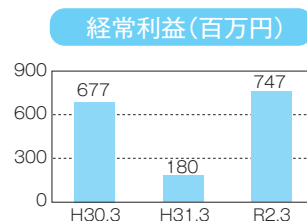
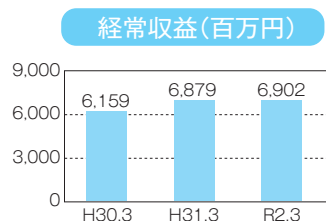
現状は低金利環境が長期化しており、貸出金・有価証券などの資金運用において一定の収益を確保するためには、運用量の拡大、新規商品取り組みによる運用資産の多様化など相応のリスク量を保有する必要があり、本会では、リスク管理の精緻化を図りつつ、経営の持続性・安定性に繋がる「リスク管理の高度化」への取り組みに着手しています。

監査については、2 回の監事監査を受監したほか、内部監査については全部署に対して 109 日間の定期監査、5 日間の確認監査および 1 日間の無通告監査を実施し、内部管理態勢、事務処理の健全化・適正化に努めました。また、外部監査としてみのり監査法人の監査を 4 回受監しました。

主要勘定の状況

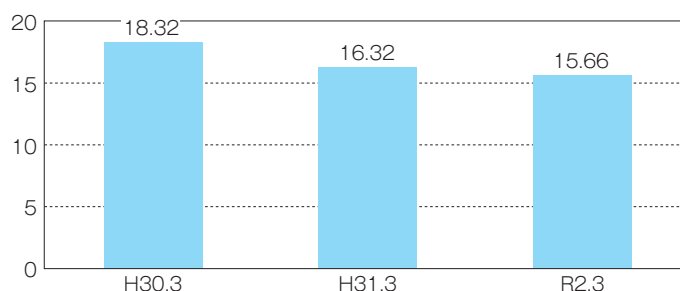
(単位：百万円)

区 分	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
経 常 収 益	6,159	6,879	6,902
経 常 利 益	677	180	747
当 期 剰 余 金	583	214	635
貯 金 残 高	541,865	562,862	582,628
貸 出 金 残 高	64,253	64,740	68,755
預 け 金 残 高	405,144	435,714	401,525
有 価 証 券 残 高	87,734	82,501	131,826



自己資本比率

自己資本比率の推移(%)



平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末
16.32%	15.66%

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末	増減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	27	21	△ 5
3 ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合計	27	21	△ 5
貸出金残高	64,740	68,755	4,015

(注) 1.〔破綻先債権〕

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2.〔延滞債権〕

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3.〔3 ヶ月以上延滞債権〕

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

4.〔貸出条件緩和債権〕

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

金融再生法開示債権の状況

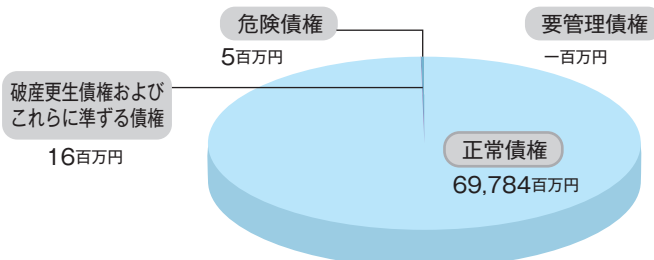
(単位：百万円)

債権区分	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末	増減
破産更正債権およびこれらに準ずる債権(1)	0	16	16
危険債権(2)	27	5	△ 21
要管理債権(3)	—	—	—
金融再生法分類債権総額(4) = (1) + (2) + (3)	27	22	△ 5
保全額(5) = (6) + (7)	27	22	△ 5
担保・保証等による保全額(6)	26	21	△ 5
貸倒引当金(7)	1	0	0
保全率(5) / (4)	100.00%	100.00%	0.00%
正常債権(8)	65,569	69,784	4,215
総与信額(4) + (8)	65,597	69,806	4,209

〔総与信額〕 69,806 百万円

(令和 2 年 3 月末)

うち金融再生法開示債権総額
22 百万円 (0.03%)



(注) 1.〔破産更正債権およびこれらに準ずる債権〕

破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻状態に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。

2.〔危険債権〕

経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

3.〔要管理債権〕

基本的には、3 ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権。

4.〔正常債権〕

債務者の財務状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

当会は JA バンク山梨中期戦略を踏まえて、中期経営計画（令和元～令和 3 年度、「JA バンク山梨、改革の実践」）を策定し、「JA バンク基本方針の遵守を事業継続の必要条件と位置づけ、会員への機能提供、安定的な収益還元、そのために必要な経営基盤強化を行う」ことを基本方針として、経営数値目標や各重要課題に取り組むこととしています。

中期経営計画では基本目標として下記の 3 項目を掲げて、基本目標毎に設定する実践方策に対する具体的な実践事項を定め、取り組むべき事項を明確に位置づけています。

基本目標	I. JAバンク山梨中期戦略完遂に向けた機能提供の拡充
	II. 最適な調達・運用戦略を通じた安定的な収益還元の実現
	III. 環境変化に適応した経営基盤の強化

令和 2 年度は中期経営計画の中間年度として、初年度の取り組みに対する評価を行い、そこで生じた課題等を踏まえ、基本目標の達成を目指すために下記事項を解決すべき重要な課題と位置づけ、県内信用事業の発展に資する取り組みを実施してまいります。

（イ）安定した収益還元に向けた持続性を高める収益構造の転換

超低金利の運用環境の長期化が懸念されるなか、持続可能な収益構造への変革が問われています。このような状況において安定した収益還元を行うためには、様々なリスクをコントロールしながら安定性と収益性のバランスをこれまで以上に重視した資産ポートフォリオに転換する必要があります。モニタリング強化やリスク計量化、シミュレーションの精緻化、効果的なストレステストを実施するなど、高度なリスク管理態勢の構築に向けて取り組むとともに、リスク量の増大に備えた厚みのある内部留保を着実に積み上げて財務の健全性の確保・維持を図ります。またこうした課題に付随して、今年度から本格的に取り組んでいる経費削減については、これまで以上に加速・強化して取り組みます。

（ロ）JA の収益構造変革に向けた機能提供の強化・拡充

県域 JA の持続可能な経営に向けては、信用事業の効率化・合理化を図りながら低コストでスリムな経営体質へと転換しなければならないことから、店舗・ATM再編をはじめ営業店システムや共用ハンディ端末機の導入、非対面チャネルの利用促進など、収益構造変革に向けた基盤固めを積極的に支援します。また、貸出金の取り組み強化やライフサポート事業の強化・拡充を通じた安定的な収益確保に加え、これまでの信用事業の枠組みに捉われない高度な機能提供にも積極的に取り組むこととして、営農・経済事業の成長・効率化戦略による収益構造変革を皮切りに、県域 JA の事業運営の将来的な構想や道筋を含め事業経営を総合的に支援・助言するコンサルタント機能を提供します。

（ハ）業務執行体制の強化

上記（イ）（ロ）の課題解決に向けては、業務執行体制も強化する必要があることから、PDCAサイクルに基づく事業計画の実践強化、業務効率化・合理化・スリム化、重点分野の体制・人員強化、成果主義による人事制度改革、人材育成の強化などを中心に必要な手立てを講じることとします。



地域貢献情報

DISCLOSURE 2020

経営

当会は、山梨県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする組合員のみなさま方、JA や農業に関連する企業・団体、県内の地場企業や団体および地方公共団体などにもご利用いただいております。

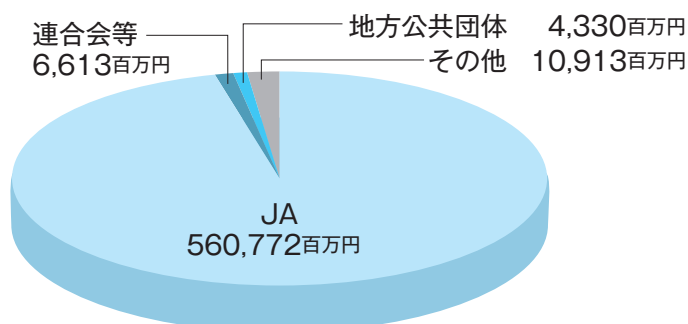
当会は農業を営まれる組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

地域からの資金調達状況

県内 JA やその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債等さまざまな商品を取り揃えています。

[貯金残高] 582,628 百万円

(令和 2 年 3 月末)

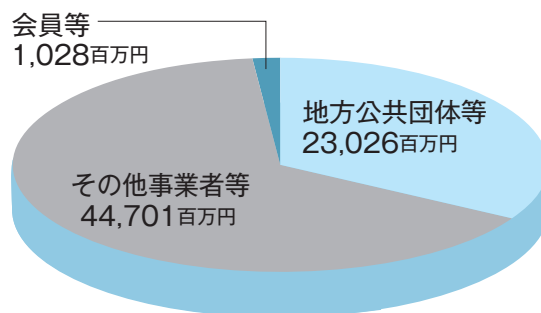


地域への資金供給状況

県内 JA やその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しています。

[貸出金残高] 68,755 百万円

(令和 2 年 3 月末)



(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

「JAバンク食農応援事業」教材本贈呈事業

JAバンク山梨では、子供たちの農業に対する理解を深め、農業ファンを拡大し、地域発展への貢献を目的に JA バンクが一体となり展開している「JA バンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

子どもたちが食・環境・農業への理解を深めることを願い、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」約 1 万冊を県内全小学校に贈呈するとともに、JA が実施している子供たちへの農業体験などの食農教育を対象とした JA バンクアグリ・エコサポート基金による費用助成事業を活用し、地域小学生への農業に対する理解促進を目指す活動を拡充しております。

「JAバンク食農教育応援事業」食農教育出張授業

JAバンク山梨では、全国展開する「JA バンク食農教育応援事業」の県域実践活動の一環として、園児・小学生やその保護者に対し、県産食材を通じて「農業」と「食」の大切さや関わりなどを伝え、興味や関心を高めるための「JA バンク山梨食農出張授業」を実施しました。県内小学校・保育所など 14 団体に出向いて延べ 15 回開催し、延べ 700 名に参加いただきました。



「食育推進全国大会inやまなし」・「山梨まるごとフェア」の開催

国民の食育並びに食育推進活動への理解を深めることを目的に、全国にて毎年実施され、令和元年度は山梨県で開催されました。当日は、県産フルーツを使った親子料理教室が開かれ、80 組 160 名の方に参加いただきました。

また、県産品を都内に PR するため、JA 東京アグリパークで「山梨まるごとフェア」を開催いたしました。5 日間で延べ 5,800 人のお客さまに会場していただき、シャインマスカットや県産品野菜を購入いただきました。



農業者、中小企業等の経営改善の取り組み状況

当会は、協同組合金融機関として農業者、中小企業者のみなさまに必要な資金を円滑に供給することを重要な役割と位置づけ、金融円滑化にかかる基本的方針に則り、責任者を定め、組織横断的な協議体制を整え、経営支援に取り組んでおります。

具体的には、他金融機関と連携した中で、再建を目指す中小企業者に対し、条件変更を実施し、再建の支援を行っております。

各種農業関連イベントへの参加

県内の農畜産物を消費者により身近に感じてもらうよう、「山梨を食べよう」をキャッチフレーズに果実・野菜の即売会の開催、また「山梨県農業まつり」等農業関係イベントへの積極的な参加をしました。



団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、JA 山梨県連グループ 献血友の会会員として団体献血に多くの役職員が参加しました。



「第8回JAバンク山梨年金友の会グラウンドゴルフ大会」開催

JA バンク山梨では、県下 JA 年金友の会の活性化と会員のみなさま方の親睦を目的として、令和元年 11 月に山梨中銀スタジアムにおいて「第 8 回 JA バンク山梨年金友の会グラウンドゴルフ大会」を開催しました。

当日は 352 名の選手のみなさまにグラウンドゴルフを楽しんでいただきました。



ほれ、入れるじゃん!!

年金友の会への支援

JA では年金受給者を対象に「年金友の会」を組織して各種活動を行っています。当会では JA を通じてこれらの活動を支援しております。

年金相談会

当会年金センターでは、社会保険労務士による年金相談を常時受け付けております。

また、JA で実施する年金相談会に社会保険労務士を派遣し、地域のみなさまの年金に対する相談にお答えしております。

JA バンク山梨では、お客さまにとって第 2 の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」である年金について、これから受給されるみなさま、あるいは、現在受給中のみなさまのお役に立てるよう努めております。

住宅ローン相談会

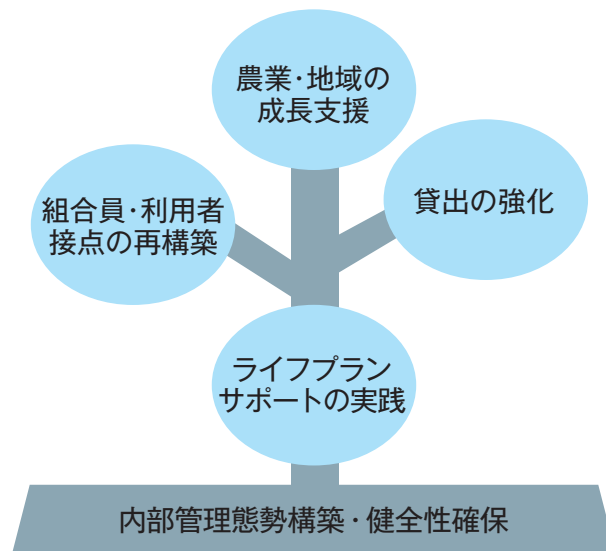
各 JA では、ローンリーダーを中心として在職中の方も相談できるように、毎月 1 回休日相談会を開催しております。また、当会ではローンセンター職員による県内住宅公園での相談会を実施しております。

JA 住宅ローンは、新築・購入をはじめ、増改築・外装工事など、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

また、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。

JA バンク自己改革の取り組み

当会は、中期経営計画（令和元～令和3年度、「JA バンク山梨、改革の実践」）を策定し、会員 JA への安定的還元はもとより、「JA バンク自己改革」の継続した取り組みに、役職員一丸となって総力を結集し、地域農業の発展・農村地域の活性化にむけて、地域のみなさまに、より一層必要とされる存在を目指します。



地域農業の振興・発展と担い手支援への取り組み

「JAバンク山梨ニューファーマー育成スクール」の開催

JA バンク山梨では、本県農業の将来を担う若い農業者の高度な農業経営モデルの確立に向け、「JA バンク山梨ニューファーマー育成スクール」を開催しております。

受講者は令和元年 10 月から 5 カ月間で、全 14 カリキュラムをこなし農業経営のスキルを習得しました。



「農業経営法人化研修会」の開催

JA バンク山梨では、県内農業の活性化に向けた取り組みの一環で、山梨県との共催事業として農家の法人化をテーマに、令和元年 11 月 12 日、12 月 4 日の 2 回にわたり、ペルクラシック甲府で農業経営法人化研修会を開催しました。



農業経営相談機能「AgriweB(アグリウェブ)」の提供

JAバンクの農業経営応援サイト「AgriweB(アグリウェブ)」を活用して、県域の農業経営者に営農関連情報や意見交換の場、専門コンサルタントによる相談サービスを、インターネットを介して無償で提供しました。



農業担い手金融への取り組み

JAバンク山梨では、農業担い手に対する金融支援のため、県内全JAに「担い手金融リーダー」を設け、JA農機ハウスローンや農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組み、地域農業の維持・発展に向けた金融仲介機能を提供しております。

資金名	概要
JA 農機ハウスローン	組合員の方が農業生産性向上のための農業用機械、ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借り入れいただける資金です。
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張・設備、機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子補給・助成の優遇措置が受けられます。
JA アグリマイティー資金	施設の取得・拡張・設備、機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。
JA アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。
JA 担い手応援ローン	JAにおいて税務対応支援を受けられている組合員の方のための農業生産に必要な短期運転資金です。
やまなしアグリビジネスローン	農業法人を中心に個人農家を含めた多様な担い手に対するサポートローンとして、農業生産や農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金・設備資金等の事業性資金に対応しています。
やまなし新規就農者応援ローン	農機具や農業用資材の購入をはじめ、住宅取得、農地の取得・改良など、新規就農後の経営安定化に向けて必要となる幅広い資金調達をサポートします。
やまなし農地再生支援資金	遊休農地・耕作放棄地を所得・再生するための資金のほか、その土地を利用した農産物の生産に関わる設備資金や運転資金にも対応しています。

農とあゆむプロジェクト「農業応援金融商品」の企画販売

JAバンクは国産農産物の消費拡大につながる「農業応援金融商品」の販売に取り組んでいます。「農業応援金融商品」は金融商品・サービス（貯金、ローン、年金受取、給与振込）と「特典」（国産農産物や JA 商品券プレゼント、イベント参加券等）を組み合わせたものであり、JA バンクはこの取り組みを「農とあゆむプロジェクト」として積極的にすすめています。

当会は JA の「農業応援金融商品」の企画販売のサポート等を通じて、国産農産物の消費拡大に取り組んでまいります。



地域の活性化への取り組み

「金融移動店舗」の運行支援

農業と地域利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献策として、JA フルーツ山梨において金融移動店舗を運行しております。（平成 28 年 8 月運行開始）金融移動店舗は高齢者が多い山間地域等を巡回し、普通貯金の入出金（出金限度額 30 万円）、通帳記帳、公共料金の払込みなどのサービスを提供しています。

当会は、金融移動店舗の導入支援等、「農業と地域利用者をつなぐ取り組み」を JA と共にすすめてまいります。



トピックス

DISCLOSURE 2020

経営

「令和元年度JAバンク山梨 窓口セールスロールプレイング大会」開催

JA バンク山梨では、窓口営業力強化の一環として、県下 JA から選抜された出場者が顧客サービス・セールス技術を競い合い、お客さまの満足度向上を目指して令和元年9月に JA 会館 6F ホールにおいて窓口セールスロールプレイング大会を開催しました。



私たちは、お客さまと JA をつなぐテラーです

夏のキャンペーン・冬のキャンペーン

JA バンク山梨では、冬のキャンペーンとして金利上乗せした県下統一商品の「ふゆとく」定期貯金に取り組みました。

また、令和2年においては、お客さまのライフイベントに応じた各種キャンペーン等に取り組んでまいります。



JA ネットバンク

JA バンク山梨では、窓口や ATM に行かなくても、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振込みなどの各種サービスをお気軽にご利用いただけるインターネットバンキングを推奨しております。



各種ローンの取り扱い

JA バンク山梨では、お客さまのさまざまなライフプランやニーズにあわせて、各種ローンを取り扱っております。

- JA 住宅ローン「とくとくプラン」は、住宅の新築・住宅の増改築などさまざまな用途や、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。また、JA カードのご利用等で金利が軽減されます。
- 「JA マイカーローン」は、新車や中古車の購入をはじめ、車検費用・運転免許の取得・カーナビ等のご購入などカーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。また、JA との取引内容に応じて金利が軽減されます。
- 「JA 教育ローン」は、入学金や授業料をはじめアパート家賃等の、ご家族の教育に関する資金にご利用いただけます。また、お子さまの在学中は元金の返済を据え置くことができます(利息のみ返済)。

Jリーグへ協賛

JA グループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。

主な事業の内容

貯金業務

JA や地域のみなさまの多様化するニーズにお応えするために、有利な資産づくりと豊かなくらしのお手伝いをしております。魅力ある商品の開発に積極的に取り組み、みなさまの目的に合わせた様々な貯金を取り揃えております。また、JA を通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。

さらに、キャッシュカード一枚で全国の JA・信連から貯金の入出金ができるサービスやゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行から貯金の払戻しができるサービスを行っております。

また、JA・信連のキャッシュカードでコンビニ ATM による入出金が行えます。

●お取り扱い商品のご案内

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1 円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1 円以上
決済性貯金	・貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。	期間の制限はありません。	1 円以上
通知貯金	・1 週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7 日以上	50,000 円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1 円以上
スーパー定期	・最長 5 年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。	1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期貯金	・1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金	・市場金利に応じて 6 ヶ月ごとに金利が変更となる貯金です。	1 年・2 年・3 年	1 円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理ない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上

●商品のご利用にあたって…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。



融資業務

当会は、地域金融機関として、農業者、農業関連団体のみなさまはもとより、地元企業との結び付きを強め、融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。特に地域農業の発展に資する農産物の加工、流通、販売事業者など、農業関連法人等への融資を積極的に行っております。

また、地方公共団体等で必要とされる低利で長期の資金需要には、豊富な当会資金をご融資し、豊かな「まちづくり・むらづくり」のお手伝いをします。

● 主な取り扱い商品のご案内

	資金の内容	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資の条件など
農業向け資金	農業近代化資金などの制度資金、アグリビジネスローン、アグリマイティー資金などの要項資金	個人、農業団体および農業関連企業	農業に関連した、設備、機械等の取得、運転資金、災害資金など	それぞれの取扱要領で定められた条件によります。
一般資金	設備資金、運転資金など	一般企業等	設備、機械等の取得、運転資金、賞与、決算等の季節資金	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定します。

●詳しくは、窓口にご相談ください。

受託貸付業務

JA 組合員をはじめ認定農業者、農業担い手のみなさまに対して日本政策金融公庫（農林水産事業）資金を、また教育資金の需要については同公庫（国民生活事業）資金にて、さらには住宅金融支援機構の受託金融機関として、地元にお住まいのみなさまの資金需要に対し、JA と一体となり対応しております。

資金・証券業務

当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。

その運用方法は、安全性および流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物・オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

電算業務

JAバンク山梨における貯金・貸出・為替・口座振替業務およびインターネットバンキング等の信用事業オンラインシステムは、JAバンクによる全国統一システム「JASTEMシステム」により安全かつ確実に処理を行っており、同システムの県域機能である信用事業県センターシステムや窓口端末機、自動化機器（ATM）等のシステムおよび県内ネットワークシステムの運用・管理の安定稼働に取り組んでおります。

また、JA窓口でのスムーズなお客さま対応が行えるよう、JASTEMシステムにかかる問い合わせ対応および窓口端末機の実践研修を行っております。

金融推進

JAに求められるニーズは、日々多様化、あるいは高度化しており、JAバンクにおける機能や役割も、より充実し、改善し続けることが必要となっております。当会は、「地域のみなさまから選ばれるJAバンク」を目指し、各JAと一体となり、みなさまのニーズにお応えするために、JAの総合力を活かした良質・高度なサービスの提供を行っております。

年金センター業務

年金受給者や年金受給予定のみなさまの様々な相談ニーズに応えるため、年金の専門知識を持った年金担当者の育成や年金相談会の支援等に取り組んでおります。

農業金融センター業務

農業金融センターは、JA・県域担い手サポートセンターをはじめ行政等関係機関と連携強化を図りながら、県域としての担い手支援を中心とした様々な施策展開を推進し、自らも農業融資業務を手掛けるほか、JAの担い手への対応力強化に向けた人材育成、営業活動、審査業務、相談業務など総合的な支援を行っています。

ローンセンター業務

ローンセンターは、JAバンクローン（住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等）の審査業務、ハウスメーカーやお客さまからのローン相談に対応する営業業務、管理業務を担当しております。

研修業務

JA 職員を対象とした通信教育や集合研修を実施し、組合員および地域のみなさまのお役に立つ金融の専門知識を備えた人材の育成支援に取り組んでおります。



その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。

みなさまの給与振込、年金のお受取り、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。

また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

●その他商品

項 目	内 容
JA キャッシュサービス	JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA ・信連・農林中金・コンビニ・ゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行の CD（現金自動支払機）ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取にかけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JA カード (クレジットカード)	「JA ならでは」の特典を備えた JA カードはお買い物、ご旅行、お食事などお客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。JA カード一体型（IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード）も取り扱っております。
デビットカード	 このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。
JA ネットバンク	窓口や ATM にいかなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが 24 時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

(令和 2 年 6 月末現在)

●自動化機器の設置状況

JA バンクでは、全国の JA バンク A T M はもちろん、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、三菱東京 U F J 銀行、J F マリンバンクに設置されている A T M で、平日日中の入出金手数料が無料で利用できます。

	店舗内	店舗外
JA 設置	65	43
信連設置	1	0

(令和 2 年 5 月末現在)

※すべての自動化機器について IC 化対応済

手数料

●為替取扱手数料

(令和2年4月1日現在)

種 類				当 会	県内系統	県外系統	他金融機関	
送金	普通扱				400 円	400 円	600 円	
振 込	電信扱	窓 口	3万円未満	200 円	300 円	400 円	600 円	
			3万円以上	400 円	500 円	600 円	800 円	
		A T M	3万円未満	無 料	100 円	200 円	400 円	
			3万円以上	無 料	300 円	400 円	600 円	
		インター ネット バンキング (個人向け)	1万円未満	無 料	50 円	50 円	200 円	
			3万円未満	無 料	100 円	100 円	300 円	
			3万円以上	無 料	200 円	200 円	500 円	
		法人 イン ター ネッ ト バ ン キ ン グ	基本サービス（月額料）				1,000 円	
			基本サービス＋データ伝送サービス（月額料）				2,000 円	
			振 込	3万円未満	無 料	100 円	100 円	300 円
				3万円以上	無 料	200 円	200 円	500 円
			総合振込	3万円未満	無 料	100 円	100 円	300 円
				3万円以上	無 料	200 円	200 円	500 円
			給与振込	3万円未満	無 料	無 料	無 料	100 円
				3万円以上	無 料	無 料	無 料	100 円
		定時 自動送金	3万円未満	無 料	100 円	200 円	400 円	
	3万円以上		無 料	300 円	400 円	600 円		
文書扱	3万円未満			200 円	200 円	400 円		
	3万円以上			400 円	400 円	600 円		
代金取立手数料				無 料	400 円	400 円	600 円	
出納代手手数料				甲府交換		甲府交換以外		
				200 円		400 円		
その他 （組戻等）	送金・振込組戻手数料			600 円				
	不渡手形返却料			600 円				
	取立手形組戻料			600 円				
	取立手形店頭提示料等の特殊な手数料			600 円				

- (注) 1. 上記金額には消費税が含まれておりません。
2. 取立等の費用が 600 円(税抜)を超える場合は、実費とさせていただきます。
3. ATM を利用し振込手続を行うことが困難な方につきましては窓口での振込手数料を ATM 手数料といたします。

●でんさいサービス手数料

(令和2年4月1日現在)

		当 JA 同一店内	当 JA 他店	他 JA	他 行
発生記録	債務者請求	300 円	300 円	300 円	300 円
	債権者請求	300 円	300 円	300 円	400 円
譲渡記録		150 円	150 円	150 円	200 円
分割 (譲渡) 記録		300 円	300 円	300 円	400 円
変更記録		150 円			
保証記録		150 円			
支払等記録		150 円			

- (注) 1. 上記金額には消費税が含まれておりません。
2. でんさいサービスは、法人ネットバンクを利用した場合です。本サービスの利用には、法人ネットバンキングの契約が必要です。
3. でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で利用する場合は、窓口代行手数料として一律 1,000 円(税抜)となります。



● ATM 利用手数料

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

ご利用カード ご利用時間帯		お引き出し取引(1 回当たり)						お預入れ取引(1 回当たり)	
		当会・ 県内JA キャッシュ カード	県外JA キャッシュ カード	JFマリンバンク キャッシュ カード	三菱UFJ キャッシュ カード	他金融機関 (三菱UFJ以外) キャッシュ カード (注)	ゆうちょ銀行 キャッシュ カード	当会・県内JA キャッシュ カード	県外JA キャッシュ カード
平日	8:00 ~ 8:45	無 料	無 料	無 料	100 円	200 円	200 円	無 料	無 料
	8:45 ~ 18:00				無 料	100 円	100 円		

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれておりません。
2. 他金融機関のお客さまは、お預入れ取引ができません。
3. セブン銀行キャッシュカードはお取引ができません。

●その他の手数料

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

種 類			手数料
証明書・照会	残高証明書	定例発行	300 円
		都度発行	500 円
	監査法人等による残高証明書発行手数料		2,000 円
	その他証明書		500 円
	取引履歴照会	端末照会	500 円
		センタ照会	1,000 円
	暗証番号照会		500 円
再発行	通帳・証書		500 円
	I Cキャッシュカード		1,000 円
	一体型カード		1,000 円
手形・小切手	小切手帳		500 円 (1 冊につき)
	自己宛小切手発行手数料		500 円 (1 枚につき)
	手形帳		500 円
窓口両替※	1 ~ 100 枚		100 円
	101 ~ 300 枚		200 円
	301 ~ 500 枚		300 円
	501 ~ 1,000 枚		400 円
	1,001 枚以上 1,000 枚毎		400 円加算
	汚損紙幣・硬貨・記念硬貨 同一金種交換 (新券含む)		無 料
	※取扱枚数は、硬貨と紙幣の合計枚数。 ※合計枚数は、持込または持帰枚数のいずれか多い方を基準とする。		

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれておりません。

組織等について

役 員

(令和2年6月末現在)

●経営管理委員会

経営管理委員会会長	澤井 實
経営管理委員	高橋 明夫
経営管理委員	渡辺 久男
経営管理委員	中澤 昭
経営管理委員	小池 一夫
経営管理委員	萩原 爲仁
経営管理委員	中澤 豊一

●理事会

代表理事理事長	山縣 大海
代表理事常務	今福 秀和
常務理事	矢竹 和久

●監事会

代表監事	新海 毅
員外監事	古屋俊一郎
常勤監事	小林 茂樹

会員数・職員数

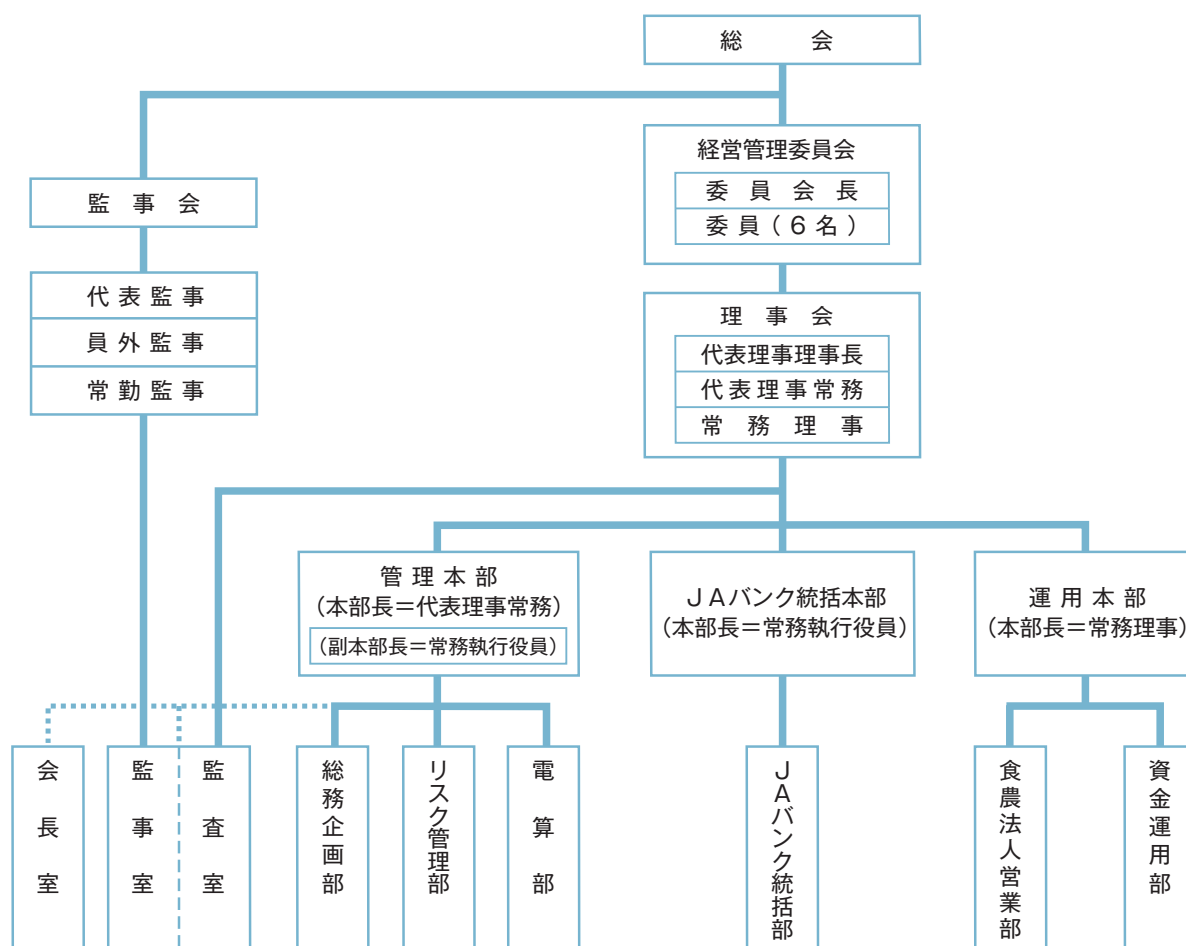
会 員 数		
区 分	平成31年3月末	令和2年3月末
正会員	12	12
准会員	16	16
合 計	28	28

職 員 数(単位:人)		
区 分	平成31年3月末	令和2年3月末
参 事	0	0
職 員	101	96
合 計	101	96



機構図

(令和2年6月末現在)



特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

店舗のご案内

店舗／本所 郵便番号 400-8530 甲府市飯田一丁目1番20号 TEL (055) 223-3514

沿革・歩み

大正 6 年	山梨県信用組合聯合会設立
昭和 18 年	山梨県農業会に改組
昭和 23 年	山梨県信用農業協同組合連合会設立 大月出張所開設
昭和 24 年	長坂出張所開設
昭和 39 年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和 47 年	県下 JA 貯金 1,000 億円達成
昭和 49 年	県センターで農協オフライン処理受託開始
昭和 53 年	新農協会館で業務開始 県下 JA 貯金 2,000 億円達成
昭和 54 年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和 58 年	長坂出張所閉所
昭和 59 年	第一次信用事業オンライン稼働
昭和 60 年	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 62 年	国債窓販代理業務で取り扱い開始
昭和 63 年	大月出張所閉所 県下 JA 貯金 3,000 億円達成 第二次信用事業オンライン稼働
平成 元 年	山梨中央銀行との CD オンライン提携
平成 2 年	都銀・地銀との CD オンライン提携
平成 3 年	農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定 第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携 外貨両替業務取り扱い開始
平成 4 年	県下 JA 貯金 4,000 億円達成
平成 6 年	国債窓販取り扱い開始
平成 8 年	新信用システム稼働
平成 9 年	後配出資制度導入
平成 10 年	常勤監事制度導入 JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入
平成 12 年	郵貯との CD オンライン提携 デビットカード業務開始
平成 13 年	経営管理委員会制度導入 JA ネットバンク取り扱い開始 JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置
平成 14 年	セキュリティポリシーの制定
平成 15 年	県下 JA 貯金 6,000 億円達成
平成 16 年	JASTEM システム稼働
平成 17 年	ローンセンター稼働 セブン銀行との ATM 提携
平成 18 年	IC キャッシュカード導入
平成 20 年	JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化
平成 22 年	中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート
平成 23 年	第 1 回 JA バンク山梨推進大会開催
平成 25 年	中期経営計画「次代へつなぐ JA バンク山梨」スタート
平成 26 年	緊急雪害対策資金創設 平成 26 年度 JA バンク優績県域表彰(貯金)受賞
平成 27 年	平成 27 年度 JA バンク優績県域表彰(農業融資)受賞
平成 28 年	中期経営計画「JA バンク山梨、改革への挑戦」スタート
平成 29 年	県下 JA 貯金 7,000 億円達成
平成 30 年	平成 29 年度 JA バンク優績県域表彰(農業融資)受賞 オンラインキャッシュ県下全 JA へ設置
令和 元 年	中期経営計画「JA バンク山梨、改革の実践」スタート

経営資料編

I 決算の状況	
●貸借対照表	36
●損益計算書	37
●キャッシュ・フロー計算書	38
●剰余金処分計算書	39
●注記表	40
●財務諸表の適正性等にかかる確認	51
II 損益の状況	
●最近の5事業年度の主要な経営指標	52
●利益総括表	52
●資金運用収支の内訳	53
●受取・支払利息の増減額	53
III 事業の概況	
●貯金に関する指標	54
●貸出金等に関する指標	54
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	57
●貸出金償却の額	57
●リスク管理債権	57
●金融再生法に基づく開示債権	58
●元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	58
●有価証券に関する指標	58
●有価証券の時価情報等	59
●受託業務・為替業務等に関する指標	61
IV 経営諸指標	
●利益率	62
●貯貸率・貯証率	62
V 自己資本の充実の状況	
●自己資本の状況	63
●信用リスクに関する事項	67
●信用リスク削減手法に関する事項	71
●派生商品取引のリスクに関する事項	72
●証券化エクスポージャーに関する事項	73
●オペレーショナル・リスクに関する事項	74
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	74
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	75
●金利リスクに関する事項	75
VI 役員等の報酬体系	77

I 決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2018年度 2019年3月31日	2019年度 2020年3月31日	科 目	2018年度 2019年3月31日	2019年度 2020年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,184	2,394	貯金	562,862	582,628
預け金	435,714	401,525	当座貯金	6,046	8,391
系統普通預け金	42,138	29,253	普通貯金	2,524	2,595
系統通知預け金	53,000	—	通知貯金	2,200	3,100
系統別段預け金	4	4	別段貯金	831	1,251
系統定期預け金	340,000	371,900	定期貯金	551,229	567,241
系統外預け金	572	368	定期積金	31	46
金銭の信託	2,755	8,475	借入金	20,004	19,704
有価証券	82,501	131,826	証書借入金	20,004	19,704
国債	30,086	87,140	債券貸借取引受入担保金	—	2,002
地方債	—	1,879	代理業務勘定	3	0
金融債	301	300	住宅機構受託金	0	0
短期社債	13,999	—	日本政策金融公庫	3	—
社債	11,124	3,598	その他負債	848	10,334
外国証券	12,507	22,500	給付補填備金	—	0
株式	3,323	698	貸付留保金	—	175
受益証券	11,158	15,707	未払法人税等	32	37
貸出金	64,740	68,755	貯金利子諸税その他	21	28
手形貸付	177	178	従業員預り金	68	72
証書貸付	53,755	57,216	金融商品等受入担保金	—	550
当座貸越	3,339	3,979	仮受金	45	23
金融機関貸付	7,467	7,381	リース債務	23	13
その他資産	646	4,151	資産除去債務	1	74
従業員貸付金	50	36	その他の負債	0	0
差入保証金	1	1	未払費用	505	474
金融派生商品資産	—	426	前受収益	5	6
金融商品等差入担保金	—	128	約定取引未決済借	—	8,872
仮払金	25	36	未決済為替借	144	4
その他の資産	113	382	諸引当金	1,531	1,531
未収収益	450	342	相互援助積立金	836	858
約定取引未決済貸	—	2,795	賞与引当金	41	39
未決済為替貸	4	2	退職給付引当金	636	624
有形固定資産	374	433	役員退職慰労引当金	16	8
建物	124	186	債務保証	746	1,038
構築物	0	0	[負債の部合計]	585,996	617,240
器具備品	38	42	(純資産の部)		
土地	192	192	出資金	21,178	21,178
リース資産	18	12	(うち後配出資金)	(16,142)	(16,142)
無形固定資産	171	98	利益剰余金	9,712	10,011
ソフトウェア	167	96	利益準備金	5,209	5,252
無形リース資産	2	0	その他利益剰余金	4,503	4,759
その他の無形固定資産	1	1	特例特別積立金	450	450
外部出資	27,613	27,613	特別積立金	3,194	3,194
系統出資	27,099	27,099	経営基盤安定化積立金	—	57
系統外出資	513	513	当期末処分剰余金	859	1,058
繰延税金資産	210	79	(うち当期剰余)	(214)	(635)
債務保証見返	746	1,038	会員資本合計	30,891	31,189
貸倒引当金	△ 1	△ 0	その他有価証券評価差額金	△ 231	△ 2,347
			繰延ヘッジ損益	—	308
			評価・換算差額等合計	△ 231	△ 2,039
			[純資産の部合計]	30,659	29,150
資産の部合計	616,656	646,390	負債及び純資産の部合計	616,656	646,390

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018 年度 自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日	2019 年度 自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日
経常収益	6,879	6,902
資金運用収益	4,140	3,736
貸出金利息	877	555
預け金利息	38	39
有価証券利息配当金	729	898
コールローン利息	0	0
その他受入利息	2,495	2,243
(うち受取奨励金)	(2,235)	(2,062)
(うち受取特別配当金)	(238)	(159)
役務取引等収益	891	885
受入為替手数料	11	10
その他の受入手数料	879	875
その他事業収益	1,379	1,727
受取助成金	0	0
国債等債券売却益	1,205	1,297
金融派生商品収益	59	5
その他の事業収益	113	424
その他経常収益	468	552
貸倒引当金戻入益	264	0
株式等売却益	190	532
金銭の信託運用益	—	5
その他の経常収益	12	13
経常費用	6,698	6,154
資金調達費用	3,316	3,139
貯金利息	69	62
借用金利息	104	54
債券貸借取引支払利息	—	0
金利スワップ支払利息	1	5
その他支払利息	3,141	3,015
(うち支払奨励金)	(3,140)	(3,015)
役務取引等費用	426	402
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	423	397
その他の役務取引等費用	0	2
その他事業費用	67	236
支払助成金	4	3
国債等債券売却損	56	232
国債等債券償還損	6	—
経費	1,893	1,802
人件費	740	727
物件費	1,118	1,041
税金	33	33
その他経常費用	994	573
相互援助積立金繰入額	20	21
株式等売却損	766	516
その他の経常費用	206	35
経常利益	180	747
特別利益	—	0
その他の特別利益	—	0
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	180	747
法人税、住民税及び事業税	85	98
法人税等調整額	△ 119	13
法人税等合計	△ 34	111
当期剰余金	214	635
当期首繰越剰余金	644	422
当期末処分剰余金	859	1,058

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	2019年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月 31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	180	747
減価償却費	142	145
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 264	△ 0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 28	△ 12
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	22	11
資金運用収益	△ 4,140	△ 3,736
資金調達費用	3,316	3,139
有価証券関係損益(△は益)	△ 805	△ 1,240
金銭の信託運用損益(△は益)	—	△ 5
固定資産処分損益(△は益)	0	0
貸出金の純増(△)減	△ 486	△ 4,015
預け金の純増(△)減	△ 10,000	△ 31,900
貯金の純増減(△)	20,997	19,765
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	9,500	△ 300
事業分量配当金の支払額	△ 300	△ 200
その他	154	247
資金運用による収入	4,007	3,847
資金調達による支出	△ 2,903	△ 3,169
小 計	19,392	△ 14,673
法人税等の支払額	△ 87	△ 93
事業活動によるキャッシュ・フロー	19,304	△ 14,766
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 345,309	△ 593,067
有価証券の売却による収入	260,193	345,529
有価証券の償還による収入	91,568	203,695
金銭の信託の増加による支出	—	△ 6,000
固定資産の取得による支出	△ 88	△ 140
固定資産の処分による収入	14	8
外部出資の増加による支出	△ 5,089	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,290	△ 49,974
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入の返済による支出	△ 5,096	—
出資の増額による収入	9,018	—
出資の払戻しによる支出	△ 3,512	—
出資配当金の支払額	△ 136	△ 136
回転出資金の払戻しによる支出	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	273	△ 136
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	20,868	△ 64,878
6 現金及び現金同等物の期首残高	75,825	96,693
7 現金及び現金同等物の期末残高	96,693	31,815

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2018 年度	2019 年度
当期末処分剰余金	859	1,058
剰余金処分額	436	597
利益準備金	43	128
任意積立金	57	127
経営基盤安定化積立金	57	127
出資配当金	136	142
普通出資に対する配当金	125	125
後配出資に対する配当金	10	16
事業分量配当金	200	200
次期繰越剰余金	422	461

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年 2.5%、後配出資に対する配当率は年 0.1%の割合です。
2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
 2018 年度 1 カ年定期貯金および 2 カ年定期貯金のうち中途解約されたものを除いた年間平均残高に対し、年 0.0388% 各対象ごと円未満切捨て
 2019 年度 1 カ年定期貯金および 2 カ年定期貯金のうち中途解約されたものを除いた年間平均残高に対し、年 0.0370% 各対象ごと円未満切捨て
3. 経営基盤安定化積立金の積立目的・積立目標額・積立基準・取崩基準は次のとおりです。
- (1) 積立目的
 県内 JA バンクシステムと当会の経営基盤の維持強化に資するため、予測しがたい事象の発生に備えて積み立てるもの
- (2) 積立目標額
 特別積立金の残高に達するまでの額
- (3) 積立基準
 当期剰余金の 20%以内を毎事業年度の剰余金処分により積み立てる
- (4) 取崩基準
 この積立金は次に定める事象が発生した際に経営管理委員会の決議により取崩することができる。
 ① 当会の経営に著しい影響を及ぼす資金運用にかかる費用の発生や会計処理の変更にかかる費用の発生
 ② 積立目的に照らして必要となる費用の発生

注記表

【2018年度】(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券 … 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・其他有価証券
 - 時価のあるもの … 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建物 15年～50年です。
 - 建物以外 4年～15年です。
- (6) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
 - 相互援助積立金は、山梨県JAバンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。
 - ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

(追加情報)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度から適用しています。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、753百万円です。
 - (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として土地があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	13百万円	2百万円	15百万円
 - (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
 - 担保に供している資産
 - 預け金 100百万円
 - 担保資産に対応する債務
 - 貯金 143百万円
- 上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金34,000百万円、有価証券393百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。

なお、その他の資産には、保証金1百万円が含まれています。

- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。延滞債権額は27百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27百万円です。

なお、(6) から(9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は2,528百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金5,933百万円が含まれています。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,404百万円が含まれています。

3. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金及び日銀成長基盤強化支援資金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、食農法人営業部のほか総務企画部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、総務企画部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」等です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.4%上昇したものと想定した場合には、経済価値が945百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準じる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	435,714 百万円	435,728 百万円	14 百万円
金銭の信託			
その他の金銭の信託	2,755 百万円	2,755 百万円	－百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	11,000 百万円	10,601 百万円	△ 398 百万円
その他有価証券	71,501 百万円	71,501 百万円	－百万円
貸出金	64,790 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金	△ 1 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金控除後	64,789 百万円	65,483 百万円	694 百万円
資産計	585,760 百万円	586,070 百万円	309 百万円
貯金	562,862 百万円	562,886 百万円	23 百万円
借入金	20,004 百万円	20,002 百万円	△ 1 百万円
負債計	582,866 百万円	582,889 百万円	22 百万円

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他有価証券に計上している従業員貸付金50百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に

基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 27,613百万円

合計 27,613百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	435,714百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	11,000百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	24,562百万円	24,226百万円	－百万円	1,980百万円	2,959百万円	13,290百万円
貸出金	16,105百万円	6,694百万円	8,634百万円	7,390百万円	3,722百万円	22,164百万円
合 計	476,381百万円	30,921百万円	8,634百万円	9,370百万円	6,682百万円	46,454百万円

(注) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等27百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	558,984百万円	3,873百万円	4百万円	－百万円	－百万円	－百万円
借入金	－百万円	1,000百万円	3,900百万円	9,700百万円	1,904百万円	3,500百万円
合 計	558,984百万円	4,873百万円	3,904百万円	9,700百万円	1,904百万円	3,500百万円

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

4. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を越えないもの	外国証券	11,000百万円	10,601百万円	△398百万円
合 計		11,000百万円	10,601百万円	△398百万円

- ② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	179百万円	175百万円	3百万円
	債券			
	国債	30,086百万円	29,753百万円	332百万円
	金融債	301百万円	300百万円	1百万円
	社債	11,124百万円	10,944百万円	179百万円
	外国証券	1,507百万円	1,500百万円	7百万円
	受益証券	3,001百万円	2,969百万円	32百万円
	小 計	46,199百万円	45,643百万円	555百万円
貸借対照表計上額が取得原価を越えないもの	株式	3,144百万円	3,492百万円	△347百万円
	債券			
	短期社債	13,999百万円	13,999百万円	△0百万円
	受益証券	8,157百万円	8,351百万円	△194百万円
	小 計	25,301百万円	25,844百万円	△542百万円
合 計		71,501百万円	71,488百万円	13百万円

(注) 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	1,890 百万円	70 百万円	－ 百万円
債券	245,429 百万円	1,205 百万円	56 百万円
受益証券	6,829 百万円	120 百万円	766 百万円
合 計	254,148 百万円	1,396 百万円	822 百万円

5. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,755 百万円	3,000 百万円	△ 244 百万円	－ 百万円	△ 244 百万円

(注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	665 百万円
簡便法で計算した退職給付費用	53 百万円
退職給付の支払額	△ 81 百万円
期末における退職給付引当金	636 百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	636 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	636 百万円
退職給付引当金	636 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	636 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	53 百万円
出向者戻入額	△ 1 百万円
	52 百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は9百万円です。

また、存続組合より示された2019年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は116百万円です。

7. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
賞与引当金超過額	13 百万円
退職給付引当金超過額	176 百万円
相互援助積立金超過額	231 百万円
未払事業税	5 百万円
減価償却超過額	29 百万円
未払奨励金否認額	118 百万円
その他	25 百万円
繰延税金資産小計	598 百万円
評価性引当額	△ 388 百万円
繰延税金資産合計 (A)	210 百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	－ 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	210 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.29%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.71%
事業分量配当金	△30.66%
住民税均等割	2.12%
評価性引当額の増減	△9.57%
その他	0.85%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△19.00%

8. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

【2019年度】(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券 … 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの … 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建 物 15年～50年です。
 - 建物以外 4年～15年です。
- (6) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。当該債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
 - 相互援助積立金はJAバンクの信用向上に資することを目的とし、「山梨県JAバンク支援制度要領」に基づき必要と認められる額を計上しています。
- (9) ヘッジ会計の方法
 - デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
 - ① 金利リスク・ヘッジ
 - 金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。
 - ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
- (10) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。
 - ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、785百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として不動産賃貸借契約に基づく土地等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	2百万円	一百万円	2百万円
- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。
 - 担保に供している資産
 - 有価証券 1,997百万円
 - 預け金 100百万円

担保資産に対応する債務

貯金 141百万円
債券貸借取引受入担保金 2,002百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金34,000百万円、有価証券394百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。

なお、その他の資産には、保証金1百万円が含まれています。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(6) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は21百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21百万円です。

なお、(6) から (9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は4,376百万円です。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金5,933百万円が含まれています。

(12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,404百万円が含まれています。

3. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金及び日銀成長基盤強化支援資金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である有価証券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、食農法人営業部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行わ

れています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。リスク管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」等です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.4%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,237百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準じる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	401,525 百万円	401,540 百万円	14 百万円
金銭の信託			
その他の金銭の信託	8,475 百万円	8,475 百万円	－百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	22,500 百万円	19,226 百万円	△ 3,273 百万円
その他有価証券	109,326 百万円	109,326 百万円	－百万円
貸出金	68,792 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金	△ 0 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金控除後	68,791 百万円	69,442 百万円	651 百万円
資産計	610,618 百万円	608,011 百万円	△ 2,607 百万円
貯金	582,628 百万円	582,654 百万円	26 百万円
借入金	19,704 百万円	19,702 百万円	△ 1 百万円
負債計	602,332 百万円	602,357 百万円	25 百万円
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	426 百万円	426 百万円	－百万円
デリバティブ取引計	426 百万円	426 百万円	－百万円

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上の其他資産に計上している従業員貸付金36百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引であり、取引金融機関等から提示された価格によっています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	27,613百万円
合計	27,613百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	401,525 百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	22,500 百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	24,199 百万円	17 百万円	2,289 百万円	2,816 百万円	73 百万円	73,614 百万円
貸出金	11,364 百万円	9,030 百万円	10,397 百万円	5,186 百万円	7,813 百万円	24,976 百万円
合 計	437,090 百万円	9,047 百万円	12,686 百万円	8,003 百万円	7,887 百万円	121,091 百万円

(注) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等21百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	571,203 百万円	11,423 百万円	－百万円	－百万円	1 百万円	－百万円
借入金	1,000 百万円	3,400 百万円	9,300 百万円	2,504 百万円	－百万円	3,500 百万円
合 計	572,203 百万円	14,823 百万円	9,300 百万円	2,504 百万円	1 百万円	3,500 百万円

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

4. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	22,500 百万円	19,226 百万円	△ 3,273 百万円
合 計		22,500 百万円	19,226 百万円	△ 3,273 百万円

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	223 百万円	189 百万円	34 百万円
	債券			
	国債	36,152 百万円	35,888 百万円	263 百万円
	地方債	296 百万円	295 百万円	1 百万円
	金融債	300 百万円	300 百万円	0 百万円
	社債	1,198 百万円	1,197 百万円	0 百万円
	受益証券	3,991 百万円	3,944 百万円	46 百万円
	小 計	42,161 百万円	41,814 百万円	347 百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	475 百万円	693 百万円	△ 217 百万円
	債券			
	国債	50,988 百万円	51,751 百万円	△ 763 百万円
	地方債	1,583 百万円	1,599 百万円	△ 16 百万円
	社債	2,400 百万円	2,426 百万円	△ 25 百万円
	受益証券	11,716 百万円	12,863 百万円	△ 1,146 百万円
	小 計	67,164 百万円	69,334 百万円	△ 2,169 百万円
合 計		109,326 百万円	111,148 百万円	△ 1,822 百万円

(注) 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	3,137 百万円	197 百万円	247 百万円
債券	309,605 百万円	1,297 百万円	232 百万円
受益証券	21,684 百万円	335 百万円	269 百万円
合 計	334,427 百万円	1,830 百万円	749 百万円

5. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	8,475 百万円	9,000 百万円	△ 524 百万円	－ 百万円	△ 524 百万円

(注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が採用している退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	636 百万円
退職給付費用	47 百万円
退職給付の支払額	△ 59 百万円
期末における退職給付引当金	624 百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	624 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	624 百万円
退職給付引当金	624 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	624 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	47 百万円
----------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は8百万円です。

また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は104百万円です。

7. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	0 百万円
賞与引当金超過額	12 百万円
退職給付引当金超過額	172 百万円
その他有価証券評価差損	651 百万円
相互援助積立金超過額	237 百万円
未払事業税	5 百万円
減価償却超過額	47 百万円
未払奨励金否認額	108 百万円
その他	41 百万円
繰延税金資産小計	1,277 百万円
評価性引当額	△ 1,060 百万円
繰延税金資産合計 (A)	217 百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△ 117 百万円
その他	△ 19 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 137 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	79 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.01%
事業分量配当金	△7.40%
住民税均等割	0.51%
評価性引当額の増減	2.97%
その他	△0.26%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.98%

8. 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の施設の一部は、土地所有者と賃貸借契約を締結しています。
今期において賃貸契約の終了時期が明確になったため賃貸契約終了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積にあたり支出までの期間は2年、割引率は0%を採用しています。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	1百万円
資産除去債務の発生による増加額	74百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
期末残高	74百万円

9. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

① 私は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

2020年6月30日
山梨県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 山縣 大海

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

Ⅱ 損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
経常収益	6,493	6,313	6,159	6,879	6,902
経常利益	1,272	1,142	677	180	747
当期剰余金	991	917	583	214	635
出資金 (出資口数)	15,672 (1,567,255 口)	15,672 (1,567,255 口)	15,672 (1,567,255 口)	21,178 (2,117,855 口)	21,178 (2,117,855 口)
純資産額	26,969	26,621	25,053	30,659	29,150
総資産額	514,559	550,649	584,725	616,656	646,390
貯金等残高	471,851	502,091	541,865	562,862	582,628
預け金残高	354,852	368,751	405,144	435,714	401,525
有価証券残高	64,507	92,155	87,734	82,501	131,826
貸出金残高	66,000	62,385	64,253	64,740	68,755
剰余金配当金額	585	585	436	336	342
普通出資配当額	125	125	125	125	125
後配出資配当額	159	159	10	10	16
事業分量配当額	300	300	300	200	200
職員数	102 人	103 人	102 人	101 人	96 人
単体自己資本比率（新基準）	21.12%	19.51%	18.32%	16.32%	15.66%

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(2006 年金融庁・農林水産省告示第 2 号)に基づき算出しております。

●利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	2018 年度	2019 年度	増 減
資金運用収支	840	615	△ 224
役務取引等収支	465	482	17
その他事業収支	1,311	1,491	179
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,616 (0.44)	2,589 (0.42)	△ 27 (△ 0.02)

- (注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	2018 年度			2019 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	594,356	4,140	0.69	611,984	3,736	0.61
うち預け金	410,748	2,511	0.61	435,954	2,262	0.51
うち有価証券	105,229	729	0.69	97,712	898	0.91
うち貸出金	62,827	877	1.39	64,638	555	0.85
資金調達勘定	590,193	2,851	0.48	608,127	3,121	0.51
うち貯金・定積	571,782	3,210	0.56	586,825	3,077	0.52
うち借入金	21,297	104	0.49	19,855	54	0.27
総資金利ざや	－		△ 0.11	－		△ 0.20

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金, 従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	2018 年度増減額	2019 年度増減額
受取利息	236	△ 403
うち貸出金	△ 34	△ 322
うち預け金	314	△ 249
うち有価証券	△ 55	168
うちその他の受入利息	11	△ 0
支払利息	471	△ 176
うち貯金・定積	472	△ 132
うち借入金	△ 1	△ 49
うちその他の支払利息	1	△ 0
差 引	△ 235	227

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

●貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	2018 年度		2019 年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	13,269	2.3	12,832	2.2	△ 436
定期性貯金	558,285	97.6	573,777	97.8	15,492
その他の貯金	228	0.0	214	0.0	△ 13
合 計	571,782	100.0	586,825	100.0	15,043

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	2018 年度		2019 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	551,229	100.0	567,241	100.0	16,012
うち固定金利定期	551,229	100.0	567,241	100.0	16,012
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

●貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	2018 年度	2019 年度	増 減
手形貸付	63	48	△ 15
証書貸付	47,784	53,526	5,741
当座貸越	3,225	3,352	127
金融機関貸付	11,754	7,710	△ 4,043
割引手形	—	—	—
合 計	62,827	64,638	1,810

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	2018 年度		2019 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	44,717	69.0	47,553	69.2	2,835
変動金利貸出	20,022	30.9	21,202	30.8	1,179
合 計	64,740	100.0	68,755	100.0	4,015

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	2018 年度	2019 年度	増 減
貯金・定期積金等	677	160	△ 517
有価証券	180	180	—
不動産	2,041	1,520	△ 520
その他担保物	30	436	406
小 計	2,929	2,298	△ 630
農業信用基金協会保証	212	125	△ 86
その他保証	1,288	1,749	461
小 計	1,501	1,875	374
信用	60,309	64,581	4,271
合 計	64,740	68,755	4,015

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	2018 年度	2019 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	215	276	60
その他担保物	—	—	—
小 計	215	276	60
信用	531	762	231
合 計	746	1,038	292

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	2018 年度		2019 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	2,747	4.2	3,287	4.8	539
運転資金	61,992	95.7	65,468	95.2	3,475
合 計	64,740	100.0	68,755	100.0	4,015

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	2018 年度		2019 年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	540	0.8	802	1.2	261
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	3,686	5.6	6,056	8.8	2,369
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	169	0.2	147	0.2	△ 21
電気・ガス・熱供給・水道業	40	0.0	35	0.1	△ 4
運輸・通信業	3,254	5.0	3,821	5.6	566
卸売・小売・飲食業	2,483	3.8	2,607	3.8	124
金融・保険業	12,967	20.0	14,090	20.5	1,122
不動産業	2,712	4.1	2,754	4.0	42
サービス業	9,302	14.3	14,309	20.8	5,006
地方公共団体	28,544	44.0	23,026	33.5	△ 5,517
その他	1,037	1.6	1,103	1.7	65
合 計	64,740	100.0	68,755	100.0	4,015

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	2018 年度	2019 年度	増 減
農 業	540	750	210
穀作	11	19	8
野菜・園芸	271	343	72
果樹・樹園農業	43	127	84
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	20	23	3
養鶏・養卵	7	16	9
養蚕	—	—	—
その他農業	185	222	37
農業関連団体等	49	52	3
合 計	589	802	213

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	2018 年度	2019 年度	増 減
プロパー資金	521	734	213
農業制度資金	68	68	0
農業近代化資金	68	68	0
その他制度資金	—	—	—
合 計	589	802	213

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	2018 年度	2019 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	3,505	4,959	1,454
その他	2,508	2,165	△ 343
合 計	6,013	7,124	1,110

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2018 年度					2019 年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	195	0	—	195	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	70	1	—	70	1	1	0	—	1	0
合 計	266	1	—	266	1	1	0	—	1	0

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	2018 年度	2019 年度
貸出金償却額	—	—

●リスク管理債権

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	2018 年度	2019 年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	27	21	△ 5
3 ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	27	21	△ 5

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3 ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●金融再生法に基づく開示債権

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
2019 年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	16	1	14	0	16
危険債権	5	0	5	－	5
要管理債権	－	－	－	－	－
小 計	22	1	19	0	22
正常債権	69,784				
合 計	69,806				
2018 年度					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	0	0	－	－	0
危険債権	27	1	24	1	27
要管理債権	－	－	－	－	－
小 計	27	1	24	1	27
正常債権	65,569				
合 計	65,597				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998 年法律第 132 号) 第 6 条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3 ヶ月以上延滞債権で上記 1 及び 2 に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

●有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	2018 年度	2019 年度	増 減
国債	50,464	40,672	△ 9,792
地方債	9,751	363	△ 9,387
短期社債	6,651	15,334	8,682
社債	11,673	4,986	△ 6,686
株式	3,362	1,892	△ 1,470
外国証券	10,894	17,833	6,938
その他の証券	12,431	16,630	4,198
合 計	105,229	97,712	△ 7,516

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
2019 年度								
国債	22,066	—	—	—	14,086	50,988	—	87,140
地方債	—	—	—	—	198	1,681	—	1,879
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	300	—	—	—	2,002	1,596	—	3,899
株式							698	698
外国証券	—	—	—	—	—	22,500	—	22,500
その他の証券	1,892	2,271	2,742	1,314	1,990	—	5,494	15,707
2018 年度								
国債	8,020	22,066	—	—	—	—	—	30,086
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	13,999	—	—	—	—	—	—	13,999
社債	—	301	—	—	—	11,124	—	11,425
株式							3,323	3,323
外国証券	1,507	—	—	—	—	11,000	—	12,507
その他の証券	1,021	1,926	4,940	—	2,386	—	884	11,158

●有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2018 年度			2019 年度		
		貸借対照 表計上額	時 価	差 額	貸借対照 表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	11,000	10,601	△ 398	22,500	19,226	△ 3,273
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	11,000	10,601	△ 398	22,500	19,226	△ 3,273
合 計		11,000	10,601	△ 398	22,500	19,226	△ 3,273

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2018 年度			2019 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	179	175	3	223	189	34
	債 券	41,511	40,998	513	37,947	37,681	266
	国 債	30,086	29,753	332	36,152	35,888	263
	地 方 債	—	—	—	296	295	1
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	11,425	11,244	180	1,198	1,197	0
	そ の 他	4,509	4,469	39	3,991	3,944	46
	外 国 証 券	1,507	1,500	7	—	—	—
	その他の証券	3,001	2,969	32	3,991	3,944	46
	小 計	46,199	45,643	555	42,161	41,814	347
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	3,144	3,492	△ 347	475	693	△ 217
	債 券	13,999	13,999	0	54,972	55,778	△ 805
	国 債	—	—	—	50,988	51,751	△ 763
	地 方 債	—	—	—	1,583	1,599	△ 16
	短 期 社 債	13,999	13,999	0	—	—	—
	社 債	—	—	—	2,400	2,426	△ 25
	そ の 他	8,157	8,351	△ 194	11,716	12,863	△ 1,146
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	8,157	8,351	△ 194	11,716	12,863	△ 1,146
	小 計	25,301	25,844	△ 542	67,164	69,334	△ 2,169
合 計		71,501	71,488	13	109,326	111,148	△ 1,822

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	2018 年度					2019 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,755	3,000	△ 244	—	△ 244	8,475	9,000	△ 524	—	△ 524

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引等 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

1. 金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			2018 年度			2019 年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
店頭	金利スワップ	受取変動支払固定	—	—	—	42,000	426	308

2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

●受託業務・為替業務等に関する指標

受託貸付金

(単位：百万円)

受 託 先	2018 年度	2019 年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫	3,505	4,959	1,454
独立行政法人住宅金融支援機構	2,470	2,130	△ 340
独立行政法人福祉医療機構	37	34	△ 3
合 計	6,013	7,124	1,110

内国為替

(単位：百万円)

種 類		2018 年度		2019 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	44,666 件	20,694 件	41,400 件	22,443 件
	金 額	439,529	242,501	358,064	238,315
代金取立為替	件 数	1 件	— 件	3 件	— 件
	金 額	10	—	3	—
雑為替	件 数	2,799 件	3,354 件	2,510 件	3,053 件
	金 額	2,888	9,534	2,943	11,591
合 計	件 数	47,466 件	24,048 件	43,913 件	25,496 件
	金 額	442,427	252,035	361,011	249,907

国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

国債等の窓口販売業務実績

該当する取引はありません。

IV 經營諸指標

●利益率

(単位：％)

項 目	2018 年度	2019 年度	増 減
総資産経常利益率	0.02	0.11	0.09
純資産経常利益率	0.71	2.39	1.68
総資産当期純利益率	0.03	0.09	0.06
純資産当期純利益率	0.85	2.03	1.18

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		2018 年度	2019 年度	増 減
貯貸率	期末	11.50	11.80	0.30
	期中平均	10.98	11.01	0.03
貯証率	期末	14.65	22.62	7.97
	期中平均	18.40	16.76	△ 1.64

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

DISCLOSURE 2020

●自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、2020年3月末における自己資本比率は、15.66%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、期限付劣後債務、永久劣後債務により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	50億円（前年度50億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	161億円（前年度161億円）

期限付劣後債務

項 目	内 容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8億円（前年度18億円）
償還期限	2024年3月20日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

永久劣後債務

項 目	内 容
発行主体	山梨県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	35億円（前年度35億円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による破産手続きの場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1ヵ月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

2018年度

(単位：百万円、%)

項目	
コア資本に係る基礎項目	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	30,554
うち、出資金および資本準備金の額	21,178
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	9,712
うち、外部流出予定額 (△)	336
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	836
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	836
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,392
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,783
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	171
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	171
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	171
自己資本	
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	36,612
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	221,253
資産 (オン・バランス) 項目	219,763
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
オフ・バランス項目	1,489
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,083
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	224,336
自己資本比率	
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.32%

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2019 年度

(単位：百万円、%)

項目	
コア資本に係る基礎項目	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	30,847
うち、出資金および資本準備金の額	21,178
うち、再評価積立金の額	—
うち、利益剰余金の額	10,011
うち、外部流出予定額 (△)	342
うち、上記以外に該当するものの額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	858
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	858
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	4,320
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,026
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	98
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	98
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	98
自己資本	
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	35,927
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	226,366
資産 (オン・バランス) 項目	224,680
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
オフ・バランス項目	1,368
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	316
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,949
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	229,316
自己資本比率	
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.66%

(注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

		2018 年度			2019 年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
信用リスク・アセット	現金	1,184	—	—	2,394	—	—
	我が国の中央政府および中央銀行向け	29,753	—	—	87,649	—	—
	外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	28,643	—	—	24,921	—	—
	国際開発銀行向け	1,532	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	100	10	0
	我が国の政府関係機関向け	12,353	1,235	49	2,899	289	11
	金融機関および第一種金融 商品取引業者向け	445,302	89,060	3,562	410,656	82,131	3,285
	法人等向け	45,241	31,075	1,243	61,223	32,310	1,292
	中小企業等向けおよび個人向け	122	90	3	209	153	6
	抵当権付住宅ローン	288	99	3	253	87	3
	不動産取得等事業向け	263	262	10	241	236	9
	三月以上延滞等	21	20	0	16	16	0
	取立未済手形	4	0	0	2	0	0
	信用保証協会等による保証付	213	21	0	228	21	0
	出資等	4,294	4,294	171	1,507	1,507	60
	（うち出資等のエクスポージャー）	4,294	4,294	171	1,507	1,507	60
	上記以外	33,941	83,639	3,345	37,329	86,870	3,474
	（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	32,921	82,304	3,292	32,921	82,302	3,292
	（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）	210	526	21	106	266	10
	（うち上記以外のエクスポージャー）	809	809	32	4,301	4,301	172
	リスク・ウェイトのみならず計算が 適用されるエクスポージャー	14,321	11,451	458	25,807	22,412	896
	（うちルック・スルー方式）	14,315	11,376	455	25,806	22,404	896
	（うちフォールバック方式）	6	75	3	0	7	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	617,482	221,253	8,850	655,441	226,049	9,041
	CVA リスク相当額 ÷ 8%		—	—		316	12
	合計（信用リスクアセットの額）	617,482	221,253	8,850	655,441	226,366	9,054
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナル・リスク相当額 を 8% で除して得た額			所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を 8% で除して得た額		所要自己資本額
	a			$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
	3,083			123	2,949		117
所要自己資本額	リスクアセット等（分母）合計			所要自己資本額	リスクアセット等（分母）合計		所要自己資本額
	a			$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
	224,336			8,973	229,316		9,172

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- （粗利益（正の値の場合に限る）× 15%）の直近 3 年間の合計額
- 直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年 ÷ 8%

●信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。

信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング（無担保与信限度額）管理、大口与信管理を定めています。

与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。この要領では資産の自己査定の結果に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合の程度に応じて、適正な償却・引当を行うことを目的としています。

具体的には、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権については、キャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		2018 年度					2019 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	590,595	66,418	55,001	—	21	606,086	74,994	93,472	—	16
	国外	12,565	—	12,565	—	—	22,546	—	22,546	—	—
地域別残高計		603,160	66,418	67,566	—	21	628,632	74,994	116,018	—	16
法人	農業	328	328	—	—	—	479	479	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	10,428	3,933	3,999	—	—	6,688	6,397	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,371	3,011	—	—	—	3,076	2,905	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	40	40	—	—	—	2,065	35	2,029	—	—
	運輸・通信業	3,677	3,391	—	—	—	4,266	4,074	—	—	—
	金融・保険業	500,063	12,836	23,812	—	—	473,766	19,040	24,444	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	23,705	13,076	9,999	—	—	17,934	17,604	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	58,447	28,693	29,753	—	—	112,631	23,086	89,544	—	—
	上記以外	6	6	—	—	—	39	39	—	—	—
	個人	1,101	1,101	—	—	21	1,331	1,331	—	—	16
	その他	1,990	—	—	—	—	6,353	—	—	—	—
業種別残高計		603,160	66,418	67,566	—	21	628,632	74,994	116,018	—	16
残存期間別	1 年以下	468,035	8,787	23,513	—	—	437,870	14,068	22,253	—	—
	1 年超 3 年以下	34,867	12,794	22,073	—	—	15,577	15,577	—	—	—
	3 年超 5 年以下	11,320	11,320	—	—	—	8,519	8,519	—	—	—
	5 年超 7 年以下	11,103	11,103	—	—	—	12,067	11,767	300	—	—
	7 年超 10 年以下	9,786	9,786	—	—	—	27,386	11,484	15,864	—	—
	10 年超	34,525	12,545	21,980	—	—	92,119	13,501	77,599	—	—
	期限の定めのないもの	33,521	80	—	—	—	35,090	75	—	—	—
残存期間別残高計		603,160	66,418	67,566	—	—	628,632	74,994	116,018	—	—
平均残高計		572,077	63,612	89,435	—	—	591,894	70,166	79,190	—	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことでです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

1. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位: 百万円)

	2018 年度					2019 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	195	0	—	195	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	70	1	—	70	1	1	0	—	1	0

2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位: 百万円)

		2018 年度						2019 年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国内	70	1	—	70	1		1	0	—	1	0	
	国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		70	1	—	70	1		1	0	—	1	0	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	40	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		30	1	—	30	1	—	1	0	—	1	0	—
業種別計		70	1	—	70	1	—	1	0	—	1	0	—

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		2018 年度			2019 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	61,494	61,494	—	121,281	121,281
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	12,571	12,571	—	3,222	3,222
	20%	841	447,314	448,155	8,842	422,690	431,532
	35%	—	284	284	—	249	249
	50%	23,017	—	23,017	13,835	—	13,835
	75%	—	121	121	—	204	204
	100%	8,951	15,432	24,384	10,872	15,406	26,279
	150%	—	0	0	—	0	0
	200%	—	—	—			
	250%	—	33,132	33,132	—	33,027	33,027
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		32,810	570,350	603,160	33,550	596,083	629,634

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。

- 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。
適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	2018 年度			2019 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	132	2,007	—	6,126	12,031	—
中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	4	—	—
抵当権付住宅ローン	—	4	—	—	4	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	132	2,012	—	6,130	12,035	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク（オフ・バランスを含む）管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリングの取引運用基準」、「債券オプション取引運用基準」、「株券オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

（１）派生商品取引の内訳

	2018 年度	2019 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

2018 年度

（単位：百万円）

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前 の与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後 の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

2019 年度

（単位：百万円）

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前 の与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後 の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	426	1,056	—	—	—	1,056
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	426	1,056	—	—	—	1,056
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—				—
合 計	426	1,056	—	—	—	1,056

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

証券化エクスポージャーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っています。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクについての管理の基本方針を「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。

リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスクを抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

- その他有価証券として区分される株式
その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。
- 外部出資勘定の株式または出資
当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金および株式を計上しています。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2018 年度		2019 年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	3,323	3,323	698	698
非上場	27,613	27,613	27,613	27,613
合計	30,937	30,937	28,312	28,312

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

2018 年度			2019 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
70	—	—	197	247	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位: 百万円)

2018 年度		2019 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
3	347	34	217

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	2018 年度	2019 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	14,315	26,808
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	6	0

●金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの (例えば、貸出金、有価証券、貯金等) が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\Delta E V E$) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の 6 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.025 年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、国債等債券の保有額増加によるものです。
 - 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
 - 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE				ΔNII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	6,057		2,625		620			
2	下方パラレルシフト	—		—		176			
3	スティープ化	4,823		1,814					
4	フラット化	—		—					
5	短期金利上昇	306		239					
6	短期金利低下	—		—					
7	最大値	6,057		2,625		620			
		ホ				ヘ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	35,927				36,612			

- ・「金利リスクに関する事項」については、2019年金融庁・農水省告示第1号（2019年2月18日付）の改正に基づき、「 $\Delta N I I$ 」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 役員等の報酬体系

DISCLOSURE 2020

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日または半期毎（9・3月）に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	44	0

（注1）対象役員は、経営管理委員8名、理事6名、監事6名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員7人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

（注1）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は、2019年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3）2019年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）

1 概況および組織に関する事項	
（1）業務の運営の組織	33
（2）理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	32
（3）事務所の名称および所在地	33
（4）特定信用事業代理業者に関する事項	33
2 主要な業務の内容	26
3 主要な業務に関する事項	
（1）直近の事業年度における事業の概況	54
（2）直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	52
b 経常利益または経常損失	52
c 当期剰余金または当期損失金	52
d 出資金および出資口数	52
e 純資産額	52
f 総資産額	52
g 貯金等残高	52
h 貸出金残高	52
i 有価証券残高	52
j 単体自己資本比率	52
k 剰余金の配当の金額	52
l 職員数	32
（3）直近の 2 事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	52
b 貯金に関する指標	54
c 貸出金等に関する指標	54
d 有価証券に関する指標	58

4 業務の運営に関する事項

（1）リスク管理の体制	4
（2）法令遵守の体制	5
（3）中小企業の経営の改善および地域の活性化のための 取組の状況	20
（4）苦情処理措置および紛争解決措置の内容	10

5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

（1）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 または損失金処理計算書	36
（2）貸出金にかかる額およびその合計額	
a 破綻先債権に該当する貸出金	57
b 延滞債権に該当する貸出金	57
c 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	57
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	57
（4）自己資本の充実の状況	63
（5）取得価額または契約価額、時価および評価損益	
a 有価証券	59
b 金銭の信託	60
c デリバティブ取引	61
d 金融等デリバティブ取引	61
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	61
（6）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	57
（7）貸出金償却の額	57

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

役員等の報酬体系	77
----------	----

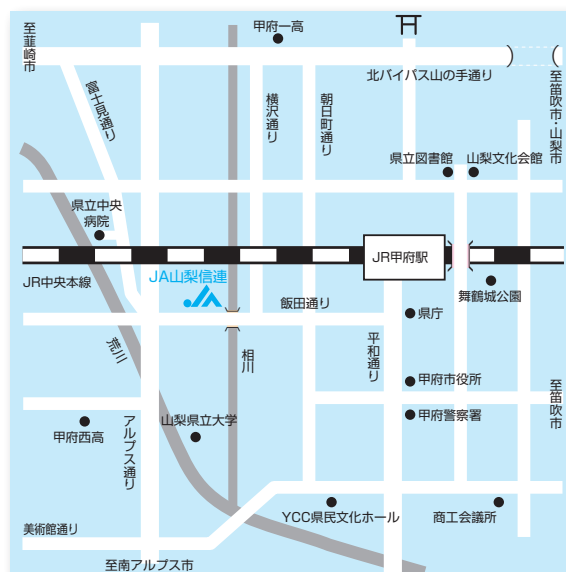
インターネット・ホームページのご案内



<http://www.jabank-yamanashi.or.jp/>

JA バンク山梨

検索



山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号

☎ 055-223-3514



Report 2020



山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20
TEL 055-223-3514

JAバンク山梨

<http://www.jabank-yamanashi.or.jp/>



JAバンク山梨
農とあゆむプロジェクト
ロゴマーク



この印刷物は米ぬか油を使用した
ライスインキを使用しています。